

事例研究論文

大学入試における近年の危機対応事例の総括 —感染症・自然災害・刺傷事件・不正行為と未知の危機に備える—

寺尾尚大¹, 内田照久¹, 石井秀宗², 林篤裕³, 中村裕行⁴, 立脇洋介⁵,
西郡大⁶, 宮本友弘⁷, 久保沙織⁷, 倉元直樹⁷

¹ 大学入試センター

² 名古屋大学

³ 名古屋工業大学

⁴ 愛媛大学・四国地区国立大学連合アドミッションセンター

⁵ 九州大学

⁶ 佐賀大学

⁷ 東北大学

要約

本研究の目的は、2020 年以降に大学入試を直撃したさまざまな危機に対して、関係機関がどのように対応したのかを総括しながら、大学入試の危機対応に関する基本的考え方や今後の検討課題を提示することである。新型コロナウイルス感染症拡大、自然災害、試験当日の刺傷事件、不正行為など、令和 3 年度入試以降のさまざまな危機は、平時では暗黙に了解されてきた大学入試の前提を激しく揺さぶり、大学入試のあり方を改めて問い直す機会を提供した。本研究では、国や大学入試センターの方針、国立大学での対応事例をもとに課題を浮き彫りにし、それぞれの危機が再び起こった場合だけでなく、未知の危機が起こった場合にも参照できる、危機対応の枠組みについて示唆を得る。

キーワード：大学入試、危機対応、新型コロナウイルス感染症、自然災害、刺傷事件、不正行為

Our experience of crises in the recent university entrance examinations: Pandemics, natural disasters, stabbing, cheating and other unforeseen risks

Takahiro Terao¹, Teruhisa Uchida¹, Hidetoki Ishii², Atsuhiro Hayashi³,
Hiroyuki Nakamura⁴, Yosuke Tatewaki⁵, Dai Nishigori⁶, Tomohiro Miyamoto⁷,
Saori Kubo⁷, and Naoki Kuramoto⁷

¹The National Center for University Entrance Examinations

²Nagoya University

³Nagoya Institute of Technology

⁴Ehime University and Admissions Center for Shikoku National Universities

⁵Kyushu University

⁶Saga University

⁷Tohoku University

Abstract

This study aimed to review the policies and procedures employed in response to various crises that faced the recent university entrance examinations in Japan: COVID-19, the eruption of a submarine volcano in the southern Pacific Ocean, a stabbing outside the University of Tokyo, and cheating with technology. Such incidents revealed our unconscious assumptions and problems with the national university admissions system. We provided the basic principles and guidelines of crisis responses and obtained the implications with the aim to establish university admissions systems that are resilient in the face of unforeseen risks.

Keywords: university entrance examinations, crisis response, COVID-19, natural disasters, stabbing, cheating

1. はじめに

1.1 大学入試を揺さぶった危機への対応を記録に残す意義

2020年1月に日本国内で新型コロナウイルス（本稿ではCOVID-19のことを指す）の感染者が確認されて以降、私たちは現在もなお、新型コロナウイルス感染症と闘っている。マスクを着用し、アルコール消毒液を手に馴染ませる一連の動作は、もはやルーティンとなった者も多いだろう。加えて、三つの密（密閉・密集・密接）を避ける行動を日常化させ、定期的な換気・大人数での集会の中止・他者と間近に寄っての会話や発声などに細心の注意を払ってきた。新型コロナウイルス感染拡大前にはなかった行動が定着し、まさに“新しい生活様式”が普及した。度重なる緊急事態宣言¹やまん延防止等重点措置²、他者の基礎疾患の状況に配慮した行動、ワクチン接種とこれに関わる多様な信念の尊重、オンライン対応やテレワークなど、この感染症は3年間で社会の姿を大きく変容させた。2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（いわゆる感染症法）の上で2類から5類に変更され、その後は政府による一律の外出自粛要請を行わないなど、徐々に日常の生活を取り戻す方針が示された（厚生労働省, 2023b）。

大学入学者選抜（以下、大学入試）も、2020年からの3年間にわたって、新型コロナウイルス感染症をはじめとする多くの危機に直面した。感染拡大前とは大きく異なる条件の下で試験を行うことが求められ、入試関係者はさまざまな苦慮を強いられた。令和3年度（2021年度）入試は、県境をまたぐ移動の制限が課された場合であっても安心して試験や面接を受けてもらうこと、試験場でのさまざまな感染対策や受験者の当日の健康管理に奔走した。前年度入試とは全く異なる風景があり、受験者だけでなく入試関係者全体の安全を守りながら試験を行うことに多くのエフォートが割かれた。

令和4年度（2022年度）入試は、前年度からの新型コロナウイルス感染症対策を引き続き実施すれば、令和3年度入試よりは落ち着いた入試が実施できるものと疑わなかった。その矢先、オミクロン株の感染が拡大し事態は一変した。外国人志願者に対する渡航禁止、オミクロン株の濃厚接触者になった受験者の別室受験、一人も受験機会を失うことのないようにとの国からの依頼など、直前に対応が二転三転することになった。現場での対応に不安を抱えながら臨んだのが令和3年度入試だとすれ

¹ 緊急事態宣言とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）第三十二条に定めのある『新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）』であることの宣言を指す。新型コロナウイルス感染症でも、新型インフルエンザ等緊急事態措置が適用された。外出自粛要請、催物等の制限等の要請・指示のほか、予防接種も実施された。

² まん延防止等重点措置とは、特措法第三十一条第四項に定めのある『特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止する』目的で実施される措置のことである。緊急事態宣言に基づく緊急事態措置と比べ、区域が限定されていること、ワクチン・検査パッケージ制度の活用によりイベント等の開催制限が緩和されうること、飲食店等に対する休業や営業時間の短縮等が命令ではないことが挙げられる。

ば、時勢を見ながら変わりゆく国の方針にスピード感のある対応を迫られたのが、令和4年度入試の特徴であったように思われる。

令和4年度入試は、オミクロン株の感染拡大だけでは済まなかった。大学入学共通テスト（以下、共通テスト）本試験1日目には、東京大学の弥生キャンパス農正門前で受験者2名と一般男性1名が切りつけられる事件が発生した。さらに同日、外部の協力者と共謀した不正行為が起こったり、日本の裏側にある海洋国トンガ沖の海底火山が噴火し、津波として太平洋側地域を襲うなど、当日に自然災害と人災の両方が次々と押し寄せた。令和3年度入試とは異なる形で、令和4年度入試も大きな混乱の中で行われた。

令和5年度（2023年度）入試は、令和4年度入試での不正行為を受け、共通テストでは各科目の解答開始前に試験監督者の指示でスマートフォンを机上に出し、一斉に電源を切る時間が新たに設けられた。新型コロナウイルス感染症に関しては、基本的な感染対策を徹底しながら、各日程を終えることができた。各大学では不審者対策を強化したり、各大学の可能な範囲で不正行為への警戒を高めつつも、令和3・4年度入試に比べると大きな混乱なく試験を実施できた。

令和3～5年度入試の3年間に直面した数々の大きな危機は、これまで大学入試において当たり前と考えられてきた多くのことに揺さぶりをかけた。さまざまな危機を通じて、受験者や入試関係者の身体の安全を守りながら大学入試を行うことがいかに貴重だったかを教えてくれた。また、入試の実施体制や方法、あり方などを改めて問うべき時期に來たことも示唆している。大学入試はトラブルなく安定的に行われるものという状況が、多くの関係者の方々の尽力と工夫のもとに成り立っていたことも強く認識した。

危機対応のありようを残した記録は、将来、危機が発生したときの対応の指針を提供してくれる。倉元・安藤（2011）は、2009年の新型インフルエンザ対応の克明な記録を残し、感染症拡大時の追試験設定の可否など、新型コロナウイルス感染症対応を検討する上でも参考になった知見を数多く提供している。しかし、こうした危機の記憶は徐々に風化していく。令和6年度入試では徐々に平時の対応に戻っていることを踏まえると、今般の新型コロナウイルス感染症、刺傷事件、不正行為、自然災害への危機対応についても記録に残し、機を逸しないうちにそれぞれの危機対応方法について議論して、次に同じ危機に立ち向かうときの指針を作成することが必要である。加えて、未知の危機に対してどのような考え方に立てばよいのかについても、議論を深める必要がある。

1.2 本研究の目的と構成

本研究の目的は、令和3～5年度入試を襲ったさまざまな危機への対応について、国・大学入試センターおよび各大学やその他関係機関が実際どのように対応したのかを総括することにより、これまでの大学入試が大切にしてきた考え方や、これからの危機への向き合い方・大学入試のあり方など、将来の大学入試における危機対応の指針を得ることである。なお、本研究は個々の判断に対する良し悪しを評価しようとするのではなく、あくまで将来の大学入試制度の設計、政策立案、各大学の対応方針の検討に活かすための研究リソースとして機能することを目指す。それぞれの立場で行った判断を最大限尊重すると同時に、考察を行った6節以外は、特定の見解に依った記述を極力避けた。

本研究では、2020年から2022年の3年にわたり、6つの国立大学（東北大学・名古屋大学・名古屋工業大学・愛媛大学・佐賀大学・九州大学）の状況を定期的に共有するとともに、危機対応の方法や考え方についての意見交換を行い、その内容を記録に残した。本稿では、文部科学省や大学入試センターが公表した実施要項やガイドライン、各国立大学の選抜要項や募集要項などの資料、報道機関による記事などを取り上げながら、主として定期的に情報交換を行っていた旧帝国大学3つと地方国立大学3つ（うち単科大学1つ）の対応事例を記述するほか、特色のある対応を取った3つの大学（横浜国立大学・宇都宮大学・信州大学）についても、公表情報に基づいて対応事例を記述する。

なお、本稿の焦点を国立大学に絞った背景として、入学者選抜における対応の共通点・相違点を明確に描き出しやすいことが挙げられる。国立大学の入学者選抜は、文部科学省・大学入試センター・国立大学協会が選抜日程・方針・方法に関する共通のスタンダードを定め、各国立大学はそれに沿って具体的な方法を検討する構造となっている。スタンダードが共通であることにより総括の視点が明確になること、その中での各大学の具体的な対応の違いを記述できる利点があったため、国立大学に絞った検討を行った。

本稿の2～5節では、新型コロナウイルス感染症(2節)、自然災害(3節)、刺傷事件(4節)、不正行為(5節)のそれぞれについて述べ、6節では本稿の考察にあたる部分として、それぞれの危機対応の背後にある考え方や、大学入試の実施基盤に投げかけた問い、今後の対応方針などについて検討を行った。

本稿では、テスト・スタンダード(日本テスト学会, 2007)の用語の定義を理解しつつも、大学入試における慣習的な記法を優先し「受検者」「テスト」を用いずに「受験者」「試験」を用いた。また、大学からの公表資料等で「受験生」が用いられた場合は、修正せずにそのまま記した。

2. 新型コロナウイルス感染症と大学入試

2.1 新規陽性者数の推移

新型コロナウイルス感染症が大学入試に及ぼした影響は、年度ごとに大きく異なっていた。そこで本節では、令和3年度入試と令和4年度入試を分けて記述する。年度ごとの記述を行う前に、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の分布に基づき、各年度および期間全体の感染状況を把握する。

厚生労働省のウェブサイト(厚生労働省, 2023a)で公開されているPCR検査の新規陽性者数の推移(日別)のオープンデータを用いて、全国の新規陽性者数の分布を年度ごとに描図した(図1)。なお、この図の縦軸については、3か年で一貫したものを使用すると、年度ごとの意思決定に関する理解を妨げる可能性があると考え、年度内の最大値を適切に表現できるスケールで図示した。描図には、統計解析ソフトRのggplot2パッケージ(Wickham, 2016)を使用した。あわせて、各年度の入試日程や新型コロナウイルス感染症に関する全体の政策動向を重ねた。

図1全体を縦軸に注意しながら見ると、新型コロナウイルスが3か年を通じて変異を重ねながらまん延してきた様子がわかる。2020年1月から始まる第1波の時期には、未知の感染症の拡大に社会全体が強い不安を抱いていたが、2023年から振り返ると新規陽性者数が少ない時期だった。変異株が流行し始めた2020年12月から2021年1月にかけて新規陽性者数が格段に増え、わが国では第3波と呼ばれた。次に急増するのは、2022年1月からのオミクロン株の感染拡大であった。新型コロナウイルス感染症が、令和3・4年度入試の共通テストや個別学力検査を直撃したことが見て取れる。

次に、入試日程と重ねながら各年度の特徴を述べる。2020年度(令和3年度入試)開始当初は、4月7日に東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県で緊急事態宣言が出されて以降およそ2か月間、社会経済活動の抑制や県境をまたぐ移動の制限、不要不急の外出自粛などを徹底した。同年5月末には緊急事態宣言が解除されたが、図1(a)を見ると夏に再び陽性者数が急増する。7月末に各大学が選抜要項を公表するが、感染者数急増の中で見通しの立たない事項もあったため、選抜方法や内容の変更など、各大学のウェブサイトで最新の情報を確認することなども受験者や高校等に周知された。総合型選抜・学校推薦型選抜に関連した個別試験が多く行われる10～11月は秋の行楽シーズンにあたり、地方経済の活性化を目的とした旅行支援政策「GoToトラベル」が行われていた。社会全体で都道府県境を越えた移動が認められたことは、総合型・学校推薦型選抜で受験者が県境を越えて来学することにも追い風になった。令和3年度大学入学共通テストおよび個別学力検査は第3波が直撃し、二度目の緊急事態宣言下で、受験者だけでなく入試に携わる関係者全員が身体の安全を守り

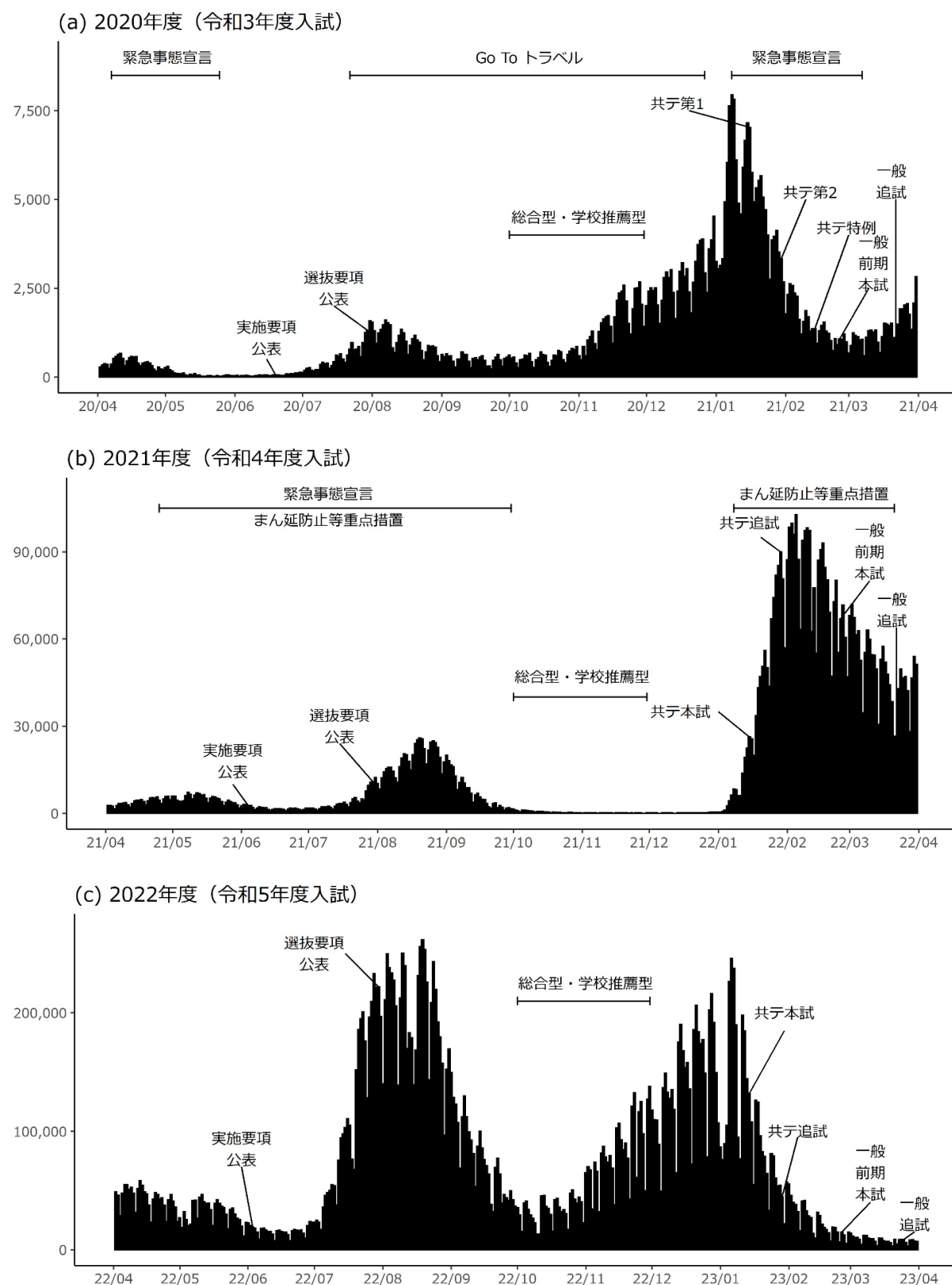


図1 各年度の全国の新規陽性者数の分布

ながら行うことになった。変異株の強い感染力を危ぶんで、共通テスト実施後に個別学力検査の中止を決定する大学なども見られた。

2021 年度（令和 4 年度）は、基本的な感染対策が社会的に共有され、入試ではオンラインによる方法も一部取り交ぜながら、予定通り落ち着いた入試を行うことに専心した。図 1(b) では、総合型・学校推薦型選抜の時期は新規陽性者数が下火になり、受験者が来学しての選抜も無事に実施できた。ところが、11 月末からオミクロン株の感染拡大が進み、新規陽性者数はさらに桁違いに増えることになった。政府はまん延防止等重点措置を多くの都道府県に発令し、感染拡大の警戒を呼びかけた。オミクロン株の感染拡大をめぐって、入学者選抜全体の方針が直前に変更されるなどの事態になった。

2022 年度（令和 5 年度）は、図 1(c) に見るように新規陽性者数においては前の 2 か年を大きく上回る水準で推移していたが、オミクロン株の特性が社会全体で共有されるようになり、基本的な感染対策の徹底を行いながら通常の社会経済活動を取り戻していく傾向が見られた。入試においても、前年 2 か年にあった新型コロナウイルス感染症関連の大きな危機やこれに伴う方針変更は発生せず、多くの大学で大過なくすべての選抜日程を終えることができたのではないかと考えられる。

2.2 令和 3 年度（2021 年度）入試

2.2.1 一斉臨時休校

令和 3 年度入試の混乱は、令和元（2019）年度末の一斉臨時休校から始まった。新型コロナウイルス感染症が全国に拡大したことを受け、2020 年 2 月 28 日に「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（文部科学省、2020b）が発出された。この通知文書により、3 月 2 日から春季休業の開始日までの間休校となった。

感染状況は春休みの間にさらに深刻化し、2020 年 4 月 7 日の緊急事態宣言発令後も臨時休校が続いた。文部科学省の「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」では、臨時休校の期間中に児童生徒が授業を十分に受けられないことで学習の著しい遅れが生じないよう、ICT 等を利用した家庭学習を含めた措置を講じる必要性が明記された（文部科学省、2020c）。感染拡大を防ぐ目的で登校日の分散が行われるなど、人数を制限した授業形態も採用された。感染拡大地域では、部活動などの正課外活動についても制限がかけられた。

学校再開の目途が立たない中で、大学入試についても不安が表明された。三つの密を満たしやすい試験室でそもそも試験ができるのか、一斉臨時休校の影響で学習の遅れが指摘される中、試験の出題範囲はどうなるのか、部活動やその他の特別活動が行えなかったり、各種資格試験が中止になる中で調査書を用いた選抜はどうなるのか等、受験者をはじめとする関係者の拠所ない懸念は尽きなかった。

2.2.2 9 月入学論争と入試日程

緊急事態宣言下で一斉臨時休校が続く中、9 月入学導入の議論が急浮上した。仮に 9 月入学が導入されれば入試制度の根幹に関わる変更がなされることから、入試関係者の注目も高かった。ただし、実際には 9 月入学導入は見送りとなり、大きな制度変更は行われなかった。

竹内（2020）によると、2020 年 4 月 28 日にオンラインで開催された「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の場で、複数の知事から 9 月入学導入を含めた検討を行うよう政府への要請があったとしている。4 月 30 日には、小池百合子東京都知事と吉村洋文大阪府知事の共同メッセージとして、9 月入学導入を進めるべきとの声明が出された。その後、各党において 9 月入学に関連したワーキングチーム等で議論が進められた。

新型コロナウイルス感染症の動向が見通せない中で、9 月入学導入に関する議論は二転三転した。安倍晋三首相（当時）は 5 月 14 日の記者会見で、9 月入学導入も有力な選択肢の一つと発言し、前向きな姿勢を見せた。大学入試に関しては、世論では令和 2 年度を 1 年半に拡張して入試の時期を後ろ倒しにすべきとの意見なども挙がった。その一方で、教育関係団体や学会等の慎重な意見も表明され、9 月入学を導入することの課題整理なども行われた。また、9 月入学を本格的に導入する場合は、法改

正も必要であるとの認識が共有された。自由民主党の「秋季入学制度検討ワーキングチーム」は同年6月2日に政府に提言を提出し、直近の9月入学の見送りを求めた。最終的に、9月入学の導入は見送られる運びとなった。

2.2.3 令和3年度大学入学者選抜実施要項・令和3年度大学入学共通テスト実施要項・各大学の選抜要項

各年度の大学入学者選抜の基本方針や方法・日程、各大学での対応や留意事項は、文部科学省高等教育局から公表される「大学入学者選抜実施要項」（以下、実施要項と記す）で規定される。例年、この実施要項の記載内容を踏まえて、大学入試センターから「大学入学共通テスト実施要項」が（大学入試センター、2020b）、各大学から「入学者選抜要項」が公表される。

令和3年度入試では、新型コロナウイルス感染症対応を含む形で「令和3年度大学入学者選抜実施要項」が策定された（文部科学省、2020a）。前節の通り9月入学に関わる議論が行われていたこと、学習の遅れが生じた受験者への対応方法や試験の実施日程に関する調整が続いたことから、例年であれば6月初めには実施要項が発出されるところ（令和2年度入試の実施要項は6月4日に発出）、令和3年度入試の実施要項は6月19日と2週間遅れでの発出となった。

令和3年度入試の実施要項では、試験日程、出題範囲、調査書への記載内容・方法などの点で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた大きな変更があった。このうち表1では特に試験日程について、令和2年度入試との比較により、令和3年度入試の変更点を示した。共通テストに関しては、共通テスト実施要項の情報も追記した。

表1 実施要項で定められた試験日程および関連日程

試験の種類	変更事項	令和2年度入試	令和3年度入試
共通テスト (センター試験)	試験期日	本試験： 2020年1月18日・19日	第1日程： 2021年1月16日・17日
		追試験： 2020年1月25日・26日	第2日程： 2021年1月30日・31日
			特例追試験： 2021年2月13日・14日
			第1日程・第2日程： 2021年2月8日以降
国立大学の 一般選抜	大学への 成績提供	私立大学： 2020年2月4日	特例追試験： 2021年2月18日以降
		国公立大学のAO・推薦入試： 2020年2月5日	
		国公立大学の一般選抜： 2020年2月6日	
		追試験 なし	2021年3月22日

例年、共通テスト（センター試験）の追再試験は1回のみ実施され、本試験の1週間後に実施される。追試験は、疾病や負傷、試験場に向かう途中の事故、父母の危篤・死亡、自宅の火災など、個人のやむを得ない事由により本試験が受けられない受験者に対して実施する試験を指す。再試験は、当日の雪・地震や、問題冊子の配付ミス・正規の試験時間の確保ミスをはじめとする試験実施上の事故など、試験場全体に関わる事由により本試験が実施できない場合に実施する試験を指す。なお追再試験は、同日に実施される。令和3年度共通テストでは、受験機会の確保を目的として、本試験にあた

る試験を第1日程・第2日程の2回分設け、特例追試験を加えた計3回の試験機会が設定された。新型コロナウイルス感染症の潜伏期間が10日～2週間程度であったことを考慮して、令和3年度共通テストの各日程は2週間ずつの間隔をあけて実施されることになった。

第2日程は、一斉休校に伴う学習の遅れに配慮して設定された本試験扱いの試験であり、高等学校の卒業見込者（現役生）の志願者のうち、当該日程で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者を対象に、出願時に第2日程を選択できる措置が取られた。第2日程は同時に、第1日程の追試験としても設定された。追試験場は東日本地区に1か所、西日本地区に1か所設けられるのが通例であるが、令和3年度共通テストの第2日程では各都道府県に1か所ずつ設置された。

共通テストの試験日程が計3回に増え、各日程が2週間ずつ空いたことに伴い、大学への成績提供期日にも変更が生じた。各大学に対する成績提供は例年、2月の早い時期に行われるが、令和3年度入試では第1日程・第2日程あわせて2月8日以降の提供となった。共通テストの試験期日と成績提供期日の変更に伴って、各大学は一部の選抜日程を例年の日程から変更する必要が生じるようになった。

各大学の個別学力検査に関しても、実施要項では新型コロナウイルス感染症の罹患者の受験機会を確保するための対応として、追試験を設定するか、追加の受験料を徴収せずに別日程に受験を振り替えるかのいずれか一方が求められた。加えて、学業の遅れに対して出題上の配慮も検討するよう求められ、地理歴史・公民の2科目指定を1科目に減じる、指定科目以外の科目を受験できるよう変更を認めるなどの科目選択に関する配慮や、高校3年生で履修することの多い科目で選択問題を設けたり、発展的な内容からの出題を避けるなどの出題範囲に関する配慮などが例示された。特に科目数を減らすことについて実施要項では、「2年程度前の予告・公表の例外」と明記され、各大学のアドミッション・ポリシーを踏まえて配慮することに努めるよう通知された。

総合型選抜・学校推薦型選抜に関わる変更事項としては、部活動の大会や各種の資格検定試験が中止になったことへの配慮、ICTを活用したオンライン面接やプレゼンテーションの実施などを行う場合には、利用環境や技術的な不具合が特定の志願者の不利益とならないことの配慮などが記載された。

これらを受け、各大学は令和3年度入試の日程や方法を定めた選抜要項を準備することになった。実施要項の発出の遅れにもかかわらず、各大学は例年通り7月31日までに選抜要項を公表することが求められ、タイトなスケジュールの中で、新型コロナウイルス感染症対策も織り込んだ選抜方法の基本方針を定める作業に追われた。

新型コロナウイルス感染症拡大を危惧して、一般選抜における個別学力検査の中止に踏み切った大学もあった。横浜国立大学(2020)はウェブサイトで、「受験生の安全と安心を第一に考え、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和3年度一般選抜の個別学力検査を実施せず、すべての学部で自己推薦書の提出を求め、大学入学共通テストの得点を用い、一部の学部では出願時に課題の提出を求める等、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を踏まえた選抜を行います」と発表した。同時に、「受験生の地元で実施される大学入学共通テストを最大限活用し、学業の遅れに対する配慮も含めた補習など、入学後の学生生活でしっかりサポートする体制を整え、対面授業とオンライン教材を活用し質の高い大学教育の実現を目指すこととしました」と記載しており、決断の背景には、入学後の教育でリカバリーするという覚悟があったことも特筆すべきである。

2.2.4 総合型選抜・学校推薦型選抜での選抜方法の変更

9月から選抜区分ごとに順次開始される総合型選抜・学校推薦型選抜では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対面で行っていた試験を中止したり、オンラインを駆使した選抜方法に代替したりする対応が多く見られた。本節では、愛媛大学・九州大学・名古屋工業大学の事例を中心に、総合型選抜や学校推薦型選抜における新型コロナウイルス感染症の影響を見ていく。

愛媛大学では、社会共創学部 of 総合型選抜 I で相対的に早い選抜日程となっており (2020 年 10 月 10 日～11 日), 選抜方法を早めに決める必要があった。10 月上～中旬は感染者数が下火になっていたこともあり, 通常通り対面での面接・グループディスカッション等の選抜を実施できた。一方, 医学部看護学科の学校推薦型選抜では, 入学者選抜要項において面接・グループディスカッションを実施すると周知していたが, 学生募集要項では感染拡大防止のためグループディスカッションを行わず, 個人面接のみ実施するとの記載に変更された (愛媛大学, 2020)。このように, 同じ大学の中でも対面のグループディスカッションを予定通り実施する学部, グループディスカッションを中止して個人面接のみとする学部が見られた。

九州大学では, 例年対面でプレゼンテーションや面接を行っていた学部・選抜区分の多くで, オンラインによる方法に変更した (立脇, 2022)。学生募集要項では, 対面での実施を予定した記載となっていたところ, 2020 年 10 月中旬からの感染拡大を受け, 総合型選抜・学校推薦型選抜に関する 36 個の募集区分のうち 19 区分で, オンラインによる課題提出や面接・口頭試問, レポートの郵送など別の方法に切り替えた。Web 会議システムを使用する選抜については, 事前接続テストを十分に実施したことにより, 受験者側の当日のトラブルは発生しなかった。万一, 接続が切れるなどの緊急事態に備えて, 受験者の連絡先を取得し, 電話での指示を行えるよう準備を行った。受験者の志望動機やこれまでの活動を話してもらうオンライン面接等は, 各学部の教員からも実施しやすいとの声が聞かれ, 今後も遠方の受験者に対する選抜方法として有用であるとの意見が出た。一方, 対面の口頭試問や小論文の代替としてオンライン口頭試問を用いていたケースでは, 対面時と同一の能力を測定できているか等の懸念も示された。具体的には, 対面の口頭試問では受験者の入退室ルートを制御することにより質問内容の漏洩を可能な限り防いでいたところ, オンライン口頭試問では漏洩を制御しきれないとの懸念があった。小論文の代替として用いた例では, これまで評価の対象となっていた作文能力を評価できないとの懸念があった。

新型コロナウイルス感染症の拡大により, 外部の資格検定試験等も軒並み中止となった。総合型選抜・学校推薦型選抜では, 英語民間試験の成績を出願要件に含めている区分も多く見られる。こうした選抜区分では, 出願要件の変更を余儀なくされることになった。名古屋工業大学では例年, 学校推薦型選抜で英語民間試験の成績が基準点を満たしていることを出願要件にしてきた区分があった。しかし, 英語民間試験の実施機会が制限されたことを考慮して, 令和 3 年度入試では例外的に, 高等学校における英語の評定平均値が 3.5 以上であること単体でも出願要件を満たしているとして取り扱うこととした (名古屋工業大学, 2020)。

上記 3 大学以外でも, 令和 3 年度入試では, 受験者が来学することに伴う新型コロナウイルスへの感染への危惧から, 従来の対面での選抜方法や出願要件を変更する事例が多く見られた。

2.2.5 共通テスト

令和 3 年度共通テストは, 2021 年 1 月 8 日から発令された緊急事態宣言の下で実施された。緊急事態宣言は, 第 1 日程・第 2 日程では, 栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県で発令され, 特例追試験では栃木県が緊急事態宣言の発令区域から除外された。

新型コロナウイルス感染症に関する試験実施面の具体的な対策は, 「令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」 (大学入学者選抜方法の改善に関する協議, 2020) に基づき, 「令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」 (大学入試センター, 2020c) に沿って行われることとなった。

2.2.3 節でも見た通り, 第 2 日程は, 志願時から第 2 日程での受験を希望した者と, 第 1 日程の追再試験として受験する者が混在することになった。両者を区別した上で共通テストの試験日程と受験者数との関係を理解するため, 表 2 を用いて, 令和 3 年度大学入学共通テストの試験日程ごとの受験者

数 (大学入試センター, 2021a) を概観する。試験日程に関する受験者区分は, 大学入試センターから公表されている受験者区分であり, 出願時に第 1 日程と第 2 日程のどちらを希望したか, 実際に第 1 日程と第 2 日程でどのように解答したかの 2 要因で受験者がカテゴリ分けされている。

「本試験 (第 1 日程) のみ」「本試験 (第 2 日程のみ)」の受験者は, 出願時点での希望日程通りに無事に 2 日間の試験を終えた。「追試験 (第 2 日程のみ)」の受験者は, 出願時点では第 1 日程を希望していたが, 体調不良等の事由により追試験受験資格を得て, すべての科目で第 2 日程を受験した。「特例追試験のみ」の受験者は, 出願時点では第 2 日程を希望していたが, 体調不良等の事由により追試験受験資格を得て, すべての科目で特例追試験を受験した。「再試験 (第 2 日程) のみ」の受験者は, 出願時点では第 1 日程を希望していたが, 第 1 日程 1 日目の雪および試験実施上の事故等により, すべての科目で第 2 日程を受験した。「本試験 (第 1 日程) + 追試験 (第 2 日程)」の受験者は, 出願時点では第 1 日程を希望していたが, 途中の体調不良等の事由により第 1 日程で解答した科目と第 2 日程で解答した科目の両方がある。最後に, 「本試験 (第 1 日程) + 再試験 (第 2 日程)」の受験者は, 出願時点では第 1 日程を希望していたが, 雪および試験実施上の事故等により, 第 1 日程で解答した科目と第 2 日程で解答した科目の両方がある。このうち「本試験 (第 2 日程) のみ」「特例追試験のみ」の区分は令和 3 年度共通テスト限りである。

表 2 令和 3 年度大学入学共通テストの受験者数の度数表

試験日程に関する 受験者区分	出願時の希望日程	実際の解答日程	受験者数	全教科 欠席者数
本試験 (第 1 日程) のみ	第 1 日程	第 1 日程	482,088	50,725
本試験 (第 2 日程) のみ	第 2 日程	第 2 日程	536	181
追試験 (第 2 日程) のみ	第 1 日程	第 2 日程	1,021	169
特例追試験のみ	第 2 日程	特例追試験	1	0
再試験 (第 2 日程) のみ	第 1 日程	第 2 日程	10	0
本試験 (第 1 日程) + 追試験 (第 2 日程)	第 1 日程	第 1 日程と 第 2 日程が 混在	407	43
本試験 (第 1 日程) + 再試験 (第 2 日程)	第 1 日程	第 1 日程と 第 2 日程が 混在	51	13

受験者の大多数は, 志願時に第 1 日程を希望し, 予定通り第 1 日程で共通テストに解答した。もう 1 つの本試験として設定された第 2 日程では, 志願時から第 2 日程を希望していた受験者の 25.2%にあたる 181 名が全教科を欠席しており, 特例追試験の受験資格も得ていなかった。第 2 日程を希望した受験者の追試験として設定された特例追試験の受験者は 1 名のみであった。現行の共通テストの仕組みの中では, 本試験扱いの第 2 日程を設定する必要があったのか, 疑問が残る結果となった。

試験当日に発熱・咳等の症状があるとの申し出が本人からあった場合や, 試験監督者が体調不良と認めた場合には, 受験者を休養室等へ移動させ, 表 3 に示す健康チェックリストを用いた症状確認を行った。各項目には「はい」「いいえ」のいずれかでチェックを記し, A 欄で 1 項目以上, B 欄で 2 項目以上該当する場合は, その日の試験が継続できないと判断され, 追試験受験申請を行うか, そのまま帰宅するかの判断を求められる。健康チェックリストの項目に該当しない場合, 受験者の継続受験の希望があれば別室での受験を, 継続受験を希望しない場合は, 追試験の受験申請もしくは帰宅の

判断を求められる。なお、健康チェックリストに基づいて追試験の受験資格を得た受験者は、表 2 の「本試験（第 1 日程）＋追試験（第 2 日程）」に分類される。

表 3 令和 3 年度大学入学共通テスト 健康チェックリストの項目一覧

区分	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5 度以上）※検温結果を記入する欄がある 息苦しさ（呼吸困難）がある 強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある） 臭いを感じない（嗅覚障害がある） 咳の症状が続いている 咽頭痛が続いている 下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く） 過去 2 週間以内に、同居しているもので医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m 程度以内で 15 分以上接触）がある

共通テストの実施・運営を担う各大学では、体調不良者による別室増設が予測される中で、試験監督者の確保にも苦慮した事例が見られた。名古屋大学では、基礎疾患や持病を抱えた教員や、業務が指定される特任教員には試験監督を依頼できないなど、人員の確保に関わる課題もいくつか見られた。

名古屋工業大学では、もともと受験上の配慮として試験時間を 1.3 倍に延長する受験者の受け入れを行っていたために別室を設置していたが、体調不良者の申し出時間帯に応じて別室を増設していった結果、予備試験監督者リストに挙げられた教員が全員出動することになった。別室ごとに試験の開始時刻と終了時刻がそれぞれ異なり、複数の試験時間を管理することにもエフォートを割いた。

追試験の受験対象科目に関しては、試験の公平性・公正性と体調不良者の救済が両天秤にかけられるような事項もあった。ガイドラインでは、本人からの申し出または監督者が中断させた試験時間『を含めた』当該試験時間以降の教科・科目を対象として追試験を受験申請できる仕組みとなっていた。国語の試験時間中に体調不良を訴えた受験者は、国語の本試験の問題冊子を閲覧できた後に、国語『を含めた』以降の科目の追試験受験資格を得るということになる。通常であれば、当該教科・科目の問題冊子を閲覧した後に、その科目の追試験の受験資格が認められることは考えにくいだが、体調不良を訴えた受験者への救済措置を優先して、このような対応が取られた。

また、追試験に回った受験者に体調不良があったケースでは、難しい対応を迫られた。追試験として第 2 日程を受験している受験者は、特例追試験を受験することはできないため、これ以上の受験機会はない。後がない受験者の中には、自らの体調不良を頑なに認めない、検温や別室への移動を拒否するなどの事例も見られた。

受験者へのマスク着用要請に関連した刑事事件も発生した。共通テストの試験場となっていた東京海洋大学越中島キャンパスで、当時 49 歳の受験者の男が現行犯逮捕された。逮捕された男は、共通テストの試験時間中に、マスクで鼻を覆っていない状態で受験を続け、試験監督者から 6 度の注意を受けた後に不正行為と認定され、それまでの成績を無効とされた。挙句、男はトイレに籠城し、建造物不退去容疑で逮捕された。周囲の受験者からも苦情があったとのことで、近隣の受験者は相当の精神

的な苦痛を強いられたものと推察される。新型コロナウイルス感染症拡大の中、マスクの着用方法で不正行為認定される事案は初めてであり、コロナ禍ならではの事態である。

2.2.6 個別学力検査

緊急事態宣言下で個別学力検査を実施しなければならない見通しとなり、共通テスト本試験の終了後に、個別学力検査の中止を表明した大学もあった。宇都宮大学は2021年1月21日、一般選抜における個別学力検査を中止し、共通テストの成績、出願書類、一部の学部で求めている提出課題等を用いた合否判定を実施すると表明した(宇都宮大学, 2021)。栃木県に緊急事態宣言が発令されていたことも、意思決定に影響を及ぼしていたのかもしれない。また、信州大学の経法学部と人文学部では、1月8日からの緊急事態宣言の発令期間が2月7日までとなっていたことを受け、さらに緊急事態宣言が延長された場合に、個別学力検査を中止すると表明した(信州大学, 2021)。実際、緊急事態宣言は3月21日まで期間延長されたため、個別学力検査は中止となった。

直前期の個別学力検査中止の発表は、受験者はもちろん、大学入試に関わる関係者も驚いた。しかし、感染症拡大期の中であって、当時、受験者が全国から集まることによる感染リスクを正しく見積もることができなかったのはどの大学も同じだった。共通テストとは異なる形ではあるが、受験者に周知した通りに試験を実施するという大学入試の論理と、大人数の集合を避けるという感染症対策の論理が競合した事例であった。

2.3 令和4年度(2022年度)入試

2.3.1 令和4年度大学入学者選抜実施要項・令和4年度大学入学共通テスト実施要項

令和3年度入試を通じて、大学入試における新型コロナウイルス感染症対応を一通り実施することができた。マスクの着用や三つの密の回避、換気、手洗いや手指の消毒などの基本的感染対策を徹底すれば、感染リスクを下げることも社会全体で共有されるようになった。令和4年度の実施要項(文部科学省, 2021c)では、令和3年度の実施要項をもとに緊急対応の2周目を着実に実施する方針が示された。令和4年度の実施要項は6月4日に公表され、例年のスケジュールに戻った。

続いて1週間後(6月11日)に、令和4年度共通テスト実施要項が公表された(大学入試センター, 2021b)。共通テストは、令和3年度入試から引き続いて、本試験(2022年1月15日・16日)の2週間後に追試験日程(2022年1月29日・30日)が設定された。また、追試験場を各都道府県に1か所以上設置することも継続された。共通テストの成績提供日程も2022年2月7日と設定され、令和3年度入試でのスケジュールを保持した。一方、特例追試験は設定されず、学習の遅れの影響による出願時の試験日程選択も令和3年度入試限りとされた。

これに基づいて、7月末に各大学の令和4年度選抜要項の公表が続いた。令和3年度入試での選抜要項の記載を引き続き保持し、災害や感染症の流行等により選抜日程や方法を変更する可能性があることが明記され、各大学の入試関連のウェブサイトへのリンクも併記される対応が取られた。

2.3.2 総合型選抜・学校推薦型選抜

総合型選抜・学校推薦型選抜では、前年度の選抜方法を継続して実施するケースと、対面での実施に戻していくケースの2種類が見られた。

愛媛大学では、令和3年度入試において、社会共創学部の総合型選抜Ⅰでグループディスカッションや面接を予定通り実施した。令和4年度入試においても同様に、選抜要項・学生募集要項からの変更なく実施するに至った。また、令和3年度入試でグループディスカッションを取りやめる決定を行った医学部看護学科の学校推薦型選抜では、令和4年度入試では選抜要項の段階からグループディスカッションを実施しないことを周知した。前年度の選抜方法を継続して実施したケースに当たる。

対して九州大学では、令和3年度入試にオンライン面接や口頭試問を行っていた選抜区分の多くで、令和4年度入試では対面での実施に戻す対応がとられた。この背景には、二つの要因がある。一つは、大学の通常授業での対応に合わせて、入試での選抜方法を決める必要があった点である。令和3年度入試では、令和2年度の大学の授業の多くがオンラインで行われていたために、それに準じる形でオンラインでの面接や口頭試問が認められた。一方で、令和3年度の大学の授業は対面を中心とする方針が出されたため、選抜方法もこれに合わせるようになった。もう一つは、2.2.4節で述べた通り、オンライン口頭試問で測定している能力が対面時とは異なるとの指摘があったために、令和4年度入試では対面に戻したという点である。なお、福岡県外に位置する遠方の会場での面接については、引き続きオンラインでの方法を継続する区分も見られた。

オミクロン株感染拡大前夜、嵐の前の静けさといったところで、選抜要項・学生募集要項通りの選抜を実施できた大学が多かったものと考えられる。

2.3.3 オミクロン株の拡大に伴う水際対策と私費外国人留学生入試

2021年11月から徐々に感染拡大し始めたオミクロン株は、海外から来日して日本の大学を受験しようとする留学生に、大きな打撃を与えた。水際対策の強化に伴い、各大学は来日できなくなった海外在住の外国人志願者への対応を求められるようになった。

2021年11月18日、文部科学省(2021a)は「大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について(依頼)」を発出した。この依頼文書では、渡航を伴わない方法での受験機会の確保に努めることとあわせて、渡航を要する場合には所定の手続きを経れば、志願大学を受入責任者として、外国人入学志願者が渡日・来学しての受験ができることが明示された。

しかし11月中旬以降、オミクロン株の急速な感染拡大が危惧され、11月末にはこの対応方針が改められた(文部科学省, 2021b)。水際対策強化として、政府がすべての国・地域からの外国人の新規入国を停止したことに伴い、外国人入学志願者の入国が新規には認められない対応となった。18日の依頼文書での対応から一転して、30日の通知文書では外国人入学志願者が新たに日本に入国できなくなった。主として渡航の上での選抜を予定していた大学では、急遽オンラインを使用しての代替措置を準備することになった。

外国人入学志願者の新規入国停止は、私費外国人留学生入試をはじめとして、海外在住の外国人志願者に関わる選抜区分で多大な影響を及ぼした。東北大学では、2022年2月に私費外国人留学生入試を実施したが、すでに来日している志願者と海外在住の志願者が混在することとなった。同一の試験を同一時刻に対面とオンラインを併用して一斉実施するという、極めて厳しい条件での試験実施を迫られた。例年60名前後の志願者規模のところ、10名程度がオンライン筆記試験となり、1名あたりの受験者に対して2名の試験監督者を割り当てるなどの対応を行った。

2.3.4 無症状の濃厚接触者として宿泊施設での滞在が求められる者への対応変更

オミクロン株の急速な感染拡大は、大学入学共通テストの実施にも大きな影響を及ぼした。オミクロン株の濃厚接触者になった無症状の受験者に別室受験を認めるのか、追試験に回ってもらうのかをめぐって、直前期に異例の対応変更が行われる事態となった。

2021年12月24日、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施ガイドラインの一部改訂について(通知)」が発出された(文部科学省, 2021d)。この改訂は、同年6月に実施要領の別添として公表されたガイドラインに、オミクロン株関連の対応を加えたものである。具体的には、この改訂で「B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者として、宿泊施設への滞在が求められている者ではないこと」が受験を認める要件に追加された。裏を返せば、濃厚接触者として宿泊施設への滞在が求められる受験者には、別室受験ではなく追試験を受験させる対応を明確に示した。

厚生労働省は、オミクロン株の特徴として「感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい」と指摘しており（厚生労働省, 2022）、当時社会的にもそのような認識が共有され始めていた。その状況下で、無症状の濃厚接触者となった受験者に別室受験を認めない対応を取ることに、世論から大きな反発を招いた。

そこで 27 日、岸田文雄首相は記者会見を行い、オミクロン株の濃厚接触者についてもできるだけ受験機会を確保するよう文部科学省に指示したことを表明した。翌 28 日の文部科学省（2021e）の「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施ガイドラインの一部再改訂について（通知）」では、24 日に記載されていた上記の記述が削除され、付記として「B1.1.529 系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められて受験している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、試験運営上困難な場合は、同じ別室でも差し支えない」との記述が追加された。

オミクロン株の濃厚接触者になった無症状の受験者が別室受験ではなく追試験に回る場合、試験実施ガイドラインでは、受験者が受験予定の大学に問い合わせで受験の可否を確認することと定められていた。仮に無症状の濃厚接触者に別室受験を認めない対応を堅持していたら、各大学は受験者からの問い合わせに対応しきれなくなっていたことが想像に難くない。

一転して、別室受験が認められる方向となったことは、追試験の受験資格許可に関する業務負担の軽減に寄与したと同時に、当時のオミクロン株の症状の特徴を反映した適切な対応となったと言える。再改訂された試験実施ガイドラインで他の無症状濃厚接触者と同じ別室にすることも認められており、各大学が令和 3 年度入試における別室受験の対応から教訓を得て試験監督者の配置や別室の数を工夫する対応をとる事例も見られた。

2.3.5 「受験機会の確保」要請に伴う共通テストのみの選抜、個別学力検査のみの選抜

27 日に首相が「受験機会の確保」を明言したことが、思わぬ形で強い効力を持ち、各大学が直前期に対応の検討に苦慮する事案が続発した。年が明けて 2022 年 1 月 11 日、「令和 4 年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（依頼）」が各大学長宛てに発出された（文部科学省, 2022）。この依頼文は、オミクロン株がさらに感染拡大した場合、既設の試験日程では受験機会を失う受験者も出る可能性が懸念されるため、一人の受験者も受験機会を失うことがないように対応を求める、という主旨であった。

具体的には、共通テストの本試験・追試験いずれも受験できなかった受験者が出た場合に、個別学力検査と調査書等で合否判定を実施すること、個別学力検査の本試験・追試験いずれも受験できなかった受験者が出た場合に、共通テストと調査書等で合否判定することが求められた。さらに、共通テスト・個別学力検査の双方において本試験・追試験のいずれも受験できなかった受験者が出た場合は、新たな追試験の機会を 2022 年 3 月 26 日以降に設定すること、相談窓口を設置することなども要請された。

新たな追試験日程の設定に関して、受験機会の更なる確保の依頼により、各大学は日程面・資金面の行政的な障壁を例外的に取り外されたため、必要があった場合には対応せざるを得ない状況になった。具体的には、新たに追試験を実施してその受験者を合格させた場合、依頼文で入学時期が 4 月 1 日以降になることもあり得ることが明記されたことにより、日程面での障壁がなくなった。また、共通テストと個別学力検査の成績の一方が欠けた選抜での入学者とあわせて、「令和 4 年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」（文部科学省, 2021f）の対象とする例外的な取扱いが明記された。通常、国公立大学は入学定員超過率が基準を上回った場合、経常費補助金の減額や不交付につながりうるが、この取扱いにより、新たに設定した追試験に合格して入学した者について、定員超過率の

算定には含めない対応が示された。この明記がない場合、補助金の減額や不交付を避ける観点から大学側は新たな追試験機会の設定にブレーキがかかることになるが、上記の取扱いが明記されたことにより、資金面の障壁もなくなった。共通テスト本試験の4日前に各大学にこうした依頼が出され、各大学が対応を検討するという、平時では考えにくい状況になった。

翌12日、国立大学協会から「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について」という通知が出された(国立大学協会, 2022)。この通知では、前日の依頼文への対応については各大学の経験と事情に基づき各大学の判断に委ねられること、この依頼が緊急かつ特殊な対応で、今年度限りであることが明記された。これらを踏まえて、各国立大学は受験機会の確保に関する可能な範囲での対応をウェブサイトで公表した。

佐賀大学では、個別学力検査の本試験・追試験いずれも受験できなかった受験者に対して共通テストおよび調査書等を総合的に評価した合否判定を行う対応や、共通テストと個別学力検査の両方で本試験・追試験ともに受験できなかった受験者に対して別枠の個別学力検査を設ける対応がとられた(佐賀大学, 2022)。加えて、共通テストの本試験・追試験いずれも受験できなかった受験者には、共通テストに相当する幅広い基礎学力評価を補う目的として、共通テストでは課していたが個別学力検査で課すことを予定していなかった教科・科目の個別学力検査を、各学部のアドミッション・ポリシーに照らして課するという、特色のある措置も見られた。

愛媛大学では、学部に応じて異なる対応をとった事例も見られた。共通テストの本試験・追試験の両方とも受験できなかった者については、ウェブサイトに掲載された該当学部であれば一般選抜への出願ができるとし、出願に当たっては2月3日までに電話での事前相談を必須とした(愛媛大学, 2022)。また、個別学力検査の本試験・追試験の両方とも受験できなかった者についても、該当の学部であれば共通テストの成績のみでの合否判定に対応するとし、こちらも個別学力検査の追試験日である3月22日までに電話での相談を受け付けることとした。

林(2023)は、受験機会の更なる確保の依頼への対応として、共通テスト(1次試験)と個別学力検査(2次試験)の一方の選抜資料しか得られなかった場合の合否判定方法について検討を行った。一方の選抜資料しか得られない場合、例年の合格者の最低点を下回った受験者を不合格にすること、例年の不合格者の最高点を上回った受験者を合格にすることには異論が出づらいついて、合否を検討すべき得点範囲の絞り込みの方法を提案している。平時から選抜資料に関する統計的分析を着実に行うことで、予定していた選抜資料が得られない受験者が万一少数出現しても、妥当な方法での合否判定を実施できるのかもしれない。

2.3.6 共通テスト

令和4年度共通テストは、いくつかの都道府県に対してまん延防止等重点措置が発令された中で行われた。本試験(2022年1月15日・16日)時点では、広島県・山口県・沖縄県に発令されていたが、追試験(1月29日・30日)では多くの都道府県に拡大された。

表3の健康チェックリストは令和4年度試験でも継続して使用され、体調不良者の対応フローも令和3年度試験とほぼ同様であった。追試験の受験対象科目については、試験場本部要員の判断に一任された。

共通テストでの新型コロナウイルス感染症対応が2年目ということもあり、対応方法を洗練させ、効果的に試験監督を実施する事例も見られた。名古屋大学では、予備監督者・待機監督者の人数を複数の試験場で調整しながら、令和3年度入試と比べて全体の試験監督者数を減らす工夫が見られた。また、別室受験の試験監督者をローテーションで担当する仕組みを導入し、一人の試験監督者が濃厚接触者の試験室に滞在する時間をできるだけ短くして感染を予防する取り組みなども実施された。

オミクロン株の感染力の高さから、高度なオペレーションを要求された事例もあった。佐賀大学では、特定の地域でオミクロン株の感染者が急増し、ある高校からある学級で陽性者が出たとの報告を

共通テストの前日に受けた。濃厚接触者を特定することが難しいと判断し、大学入試センターとの相談の上、学級全員を別室で受験させる対応を取った。通常、問題冊子や解答用紙等の配付や回収を円滑に進行するため、地理歴史・公民や外国語・数学②などの科目選択パターンが異なっていた場合、科目選択パターンの異なる受験者を同じ試験室で受験させることはしない。この事例では幸いなことに、その学級の科目選択のパターンが同一であったため、試験室を分ける必要性は生じなかった。一方で、答案をマニュアルの指示に沿って所定の位置に戻すという慎重な作業が求められ、幾度も確認を要した。複数の高校あるいは学級で同様の事案が発生したり、複数の科目選択パターンがあった場合には、さらに高度な対応を求められるであろう。

2.3.7 個別学力検査

国立大学では、一般選抜の個別学力検査の前期日程の本試験が 2022 年 2 月 25 日・26 日と定められ、前期日程の追試験については、後期日程 (2022 年 3 月 12 日以降) の追試験とあわせて、3 月 22 日と定められた。個別学力検査では、大学入試センターが公表している健康チェックリスト (表 3) をそのまま、あるいはカスタマイズして、医師等の診断のもと追試験の受験資格を認定する事例が多いものと推察される。個別学力検査の追試験受験資格認定に関して、名古屋工業大学では、珍しい事例に出くわした。

ある受験者は、前期日程で A 大学に出願し、後期日程で名古屋工業大学に出願した。その受験者は、前期日程でも体調不良と判断され、A 大学の追試験受験資格を認められた。後期日程で名古屋工業大学を受験したその受験者は、名古屋工業大学でも医師の診断の下、追試験に回った方がよいと判断され、追試験受験資格を認められた。この受験者は、3 月 22 日に A 大学と名古屋工業大学の両方の追試験を受ける権利を有することになったが、同日には物理的に一方しか受験できないため、もう一方の大学の追試験受験の権利を手放すことになった。

個別学力検査の追試験日程も、3 月 22 日と年度末のギリギリの設定となっており、大学としては年度内に入学者の決定を行いたい。作題のリソースも相まって、前期日程と後期日程の追試験を別々に設定したり、22 日以降に設定することはなかなか難しいものと思われる。ただし、こうした事例を受けて、追試験のあり方や意義について改めて考える機会が得られたことは間違いなさそうである。

3. 自然災害と大学入試

令和 4 年度入試では、オミクロン株の対応に加えて、自然災害への対応にも迫られることになった地域があった。共通テスト本試験 1 日目に発生した、トンガ沖の海底火山の噴火である。南太平洋の遠い国の出来事が、時間の経過につれて、入試当日を脅かす危険性のある身近に迫った自然災害として認識された。実際、津波注意報・警報が発令された地域の一部で、共通テスト 2 日目の日程を再試験とする判断を下した試験場もあった。詳しくは後述するが、自然災害が入試当日を襲ったのは、これが初めてであった。

そもそも、これまでの入試の中で、私たちは自然災害とどのように向き合い、どのように対応してきたのだろうか。本節では、令和 4 年度入試を襲ったトンガ沖海底火山の噴火に対する対応や影響の範囲について振り返りながら、適宜時代を遡って入試における自然災害への対応について述べたい。

3.1 トンガ海底火山の噴火に伴う津波注意報・警報と試験実施判断

2022 年 1 月 15 日 (土) の日本時間 13 時頃、日本から遥か 8,000km 離れた南太平洋のトンガ諸島沖で、フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山が噴火した。気象庁によると、海底火山の噴火がラム波という気圧波を発生させ、潮位を変化させた結果、津波となった (気象庁, 2022)。当時、通常地震による津波とは異なるメカニズムで発生しており、その特性が明らかでなかったため、津波警報等の

発表までに時間がかかった。翌 16 日の深夜 0 時 15 分、奄美群島・トカラ列島に津波警報が、北海道太平洋沿岸東部や岩手県、宮城県、福島県、沖縄本島、宮古島・八重山地方など太平洋側の広い範囲に津波注意報が発表された。同日 2 時 54 分には、岩手県に発表されていた注意報が警報に変更された。これほど太平洋側の広範な地域に警報・注意報が発表された津波はかなり珍しい。

津波注意報・警報が発表された地域では、自治体から避難指示が発表されるとともに、沿岸部の鉄道・バス等の公共交通機関の運転見合わせが相次いだ。中でも、岩手県内の共通テストの試験場では、共通テスト本試験 2 日目の実施可否について難しい判断が迫られることになった。岩手県沿岸部を走る JR 線、三陸鉄道、路線バス各社は、16 日の始発から運転を見合わせることを発表した。岩手県内には 7 つの試験場があるが、このうち沿岸に位置する試験場は、岩手県立釜石高等学校試験場（試験実施大学は岩手大学）、岩手県立大船渡高等学校試験場（試験実施大学は岩手県立大学）、岩手県立大学宮古短期大学部試験場（試験実施大学は同大学）の 3 会場であった。釜石高校・大船渡高校試験場は、予定通り共通テスト本試験の 2 日目を実施することになったが、岩手県立大学宮古短期大学部試験場は、津波警報・避難指示に伴う公共交通機関の運休で再試験を実施することになった。

この津波は、試験の当事者でない県民たちにとっても、あまり身に迫った危機として実感できなかった様子がうかがえる。実際、岩手県沿岸 12 市町村での避難指示の対象者の中で、実際に避難した人の割合はわずか 4%だったとの報道もある（毎日新聞, 2022; 読売新聞オンライン, 2022）。地震があった後の津波であれば、生死に関わる大きさの津波が来てもおかしくないと考えて、警報・注意報の発令の有無にかかわらずすぐに避難すると思われる。一方、今回は海底火山噴火に伴う津波ということもあって、規模や影響の大きさが見通しにくく、避難の必要性を感じなかったものと考えられる。そのような中で、岩手県沿岸部の試験場での実施可否の判断はかなり難しかったことが推察される。

3.2 入試の前後を襲った震災とその影響

火山の噴火や津波に関連したトピックとして、地震があげられる。わが国にとって、地震に対する対応を考えることはほぼ必須と言ってよいだろう。幸いなことにこれまで、センター試験や共通テスト、国立大学の個別学力検査の当日に震災に見舞われたことはなかった。その一方で、試験の前後を震災が襲ったことは、幾度かあった。そこで、入試の前後を襲った震災の歴史もあわせて確認し、令和 4 年度入試を襲った津波の対応について考察する材料としたい。なお、センター試験における自然災害の記録は、大学入試センター（2020a）を参照した。

大学入試センター試験の時代、本試験の前後に 2 度、大きな震災が直撃したことがある。1 回目は、平成 5 年度入試（1993 年）のセンター試験であり、本試験前日に釧路沖地震が発生した。この地震の影響で、北海道教育大学釧路分校で試験室として予定していた教室の窓ガラスが割れ、翌日からの試験に使用できなくなった。急遽、体育館に移設して当日を迎えたという記録が残されている。

2 回目は、平成 7 年度入試（1995 年）のセンター試験であり、本試験 2 日目の翌々日（17 日）に阪神・淡路大震災が発生した。試験当日を直撃しなかったことが何よりも救いだったが、鉄道網が麻痺したため、トラックに切り替えて大学入試センターに答案を輸送した。また、1 週間後に行われたセンター試験の追再試験では、西日本地区の会場として京都大学での実施を予定していたところ、兵庫県以西の受験者の交通の便に配慮し、追加で九州大学でも実施することになった。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国立大学の後期日程の選抜に大きな影響を及ぼした。倉元（2022）によれば、東北大学では翌日（3 月 12 日）に一般選抜の後期日程の試験を実施する予定としていたが、前日の地震を受け、まずは 12 日の後期日程の試験を取りやめた。最終的に、後期日程の個別選抜は実施せず、センター試験の得点をもとに合否判定を行うこととした。大きな地震が直撃した中において、受験者や入試関係者の人命や安全を最優先とした決断だと思える。同時に、前述したオミクロン株の拡大に伴って共通テストまたは個別学力検査の一方のみで合否判定が求められる

状況との類似性もあるように思われる。危機が発生したときに備えて、個々の選抜資料、選抜資料間の統計的分析がいかに重要な役割を担うのかについても、強調しすぎることはないほど重要である。

3.3 雪による試験時間繰り下げや再試験

津波や震災ほど大きいものではないが、試験の実施に影響を及ぼすのが雪である。センター試験や共通テスト、個別学力検査のシーズンは、特に北国の大学では毎年のように悩まされる。津波や地震と比べても人命に関わる災害が起こることは少ないと考えられるが、公共交通機関の遅延・運転見合わせや道路状況の混雑が発生して、試験開始時刻の繰り下げが行われることは多い。実際、センター試験では、ほぼ毎年どこかの試験場で雪による試験開始時刻の繰り下げが見られる（大学入試センター, 2020a）し、令和3年度共通テストでも北海道稚内市の試験場で吹雪のため再試験が行われた。

4. 刺傷事件と大学入試

4.1 東大農正門前刺傷事件の概要

2022年1月15日（土）朝、東京大学弥生キャンパス農正門前において、受験者の男女2名と70代男性が何者かに切りつけられる事件が発生した。令和4年度大学入学共通テスト本試験の初日に起こった出来事であり、高度の緊張の中試験場に入ろうとする受験者を含む3名を襲った、痛ましい事件であった。70代男性は刺された後、近くの交番へ駆け込み、事件を警察に知らせた。

当日午前の時点では、加害者も受験者であるとの誤報が飛び交った。実際には、名古屋市内の高等学校に通う17歳の少年の犯行であることが明らかとなり、当日中に訂正された。少年は殺人未遂容疑で現行犯逮捕された。少年は、前日（14日）に行方不明となり、同日父親が行方不明届を提出していた。少年の供述によると、深夜に高速バスで名古屋市を発ち、当日15日に東京都内に到着した。その後、東京メトロ南北線の車両内、および、東大前駅の改札付近で、可燃性のある液体を撒き散らして火をつけるなどの不審な行動があった。少年は東京大学の弥生キャンパス農正門前へ向かい、かばんから刃渡り約12cmの包丁を取り出して、「来年、東大を受ける」と叫びながら通行人3名を次々と切りつけた。共通テスト本試験当日に自らの能力を発揮しようと意気込んだ全国の受験者を震撼させた事件だった。

この刺傷事件の影響で精神的動揺を受け、本試験を受験できなかった者4名に対しては、追試験の受験資格が認められた。

4.2 他地域の共通テストへの影響

東大前刺傷事件の影響で、特に共通テスト本試験1日目の夕方および2日目については、東京以外の地域でも警備体制が強化された。

名古屋大学では、共通テスト本試験1日目の夕方から夜にかけて、大学会場・高校会場を含む名古屋市内の各区の警察署からファックスが届いた。その内容は、警察署との警戒状況等の情報共有、入構者の身元確認、警備強化、刃物を持っているなどの不審者への警戒、刺股などの防犯用備品の確認などの依頼であった。2日目はこうした警察署からの依頼に沿って、さまざまな警備体制の強化や備品の再確認等が行われた。入構者の身元確認については、1日目は建物の入り口のみで受験票の確認を行っていたところ、2日目は敷地に入るときと建物に入るときの両方で受験票の確認を行った。

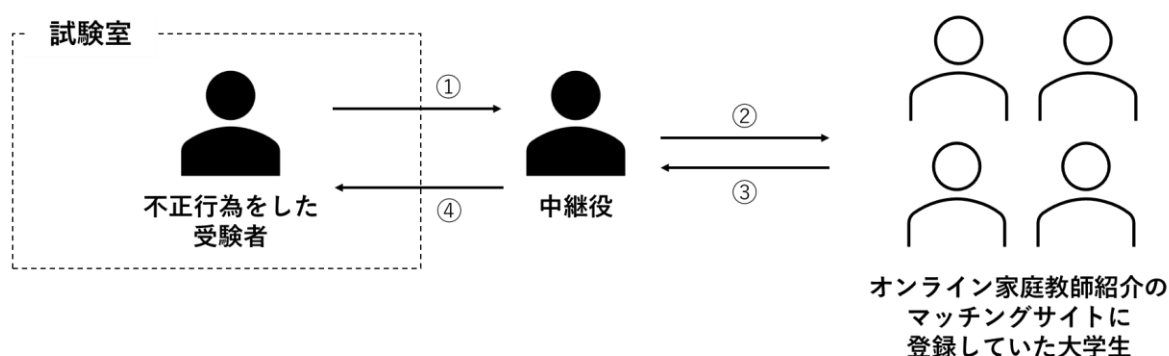
同じ名古屋市内に位置する名古屋工業大学では、名古屋大学とは異なり、物々しい警戒態勢は特段見られなかった。入構できる入口が一か所しかなく、例年敷地内に入る際に受験票の確認を行っていたこともあり、2日目は警察官が正門前の交差点で交通整理にあたる程度の警備であった。

その他の地域の大学でも、東大前刺傷事件を受け、職員の見回りや警備を強化したり、パトカーによる警戒を増強したりする対策が見られた。

5. 大学入試における不正行為

5.1 大学入学共通テスト「地理歴史・公民①」での不正行為

2022年1月15日(土), 共通テスト本試験1日目の「地理歴史・公民①」の試験時間に, スマートフォンを使用した大胆な不正行為が行われた。Web会議システムを使って世界史Bの試験問題を送信し, 外部の者から解答をイヤホンで聴取する不正行為であった。不正行為が認められた受験者は, 令和4年度大学入学共通テストの受験案内(大学入試センター, 2021c)に記載の通り全教科・科目の得点が無効となった。この不正行為は, 次の3点において他の不正行為とは大きく異なる。第1に, Web会議システムを使って映像を送るという, 技術革新の進歩により可能になった不正行為であること, 第2に, 受験者個人で完結する不正行為ではなく, 外部の共謀者および解答協力者を周到に準備した不正行為だったこと, 第3に, 試験監督者がその場で発見できず, 解答協力者の匿名通報により発覚したことである。



- ① Web会議システムを使って試験問題を動画で送信
- ② 動画を静止画に変換し, 家庭教師候補の大学生にSkypeを使って送信
- ③ 解答をチャット機能で中継役に送信
- ④ 中継役が音声で解答を読み上げ, 不正行為をした受験者が有線イヤホンで聴取

図2 共通テスト「地理歴史・公民①」での電子機器類を用いた不正行為の概要

不正行為の手口は, 周到に準備されたものであった。図2に, 受験者の不正行為の概要を示した。その受験者は, 共通テスト本試験の1か月前にあたる2021年12月, オンライン家庭教師のマッチングサイトに登録し, 東京大学に通う大学生を対象に, 家庭教師を探すと偽って共通テストの解答者を探した。受験者は, 指導をお願いする前にテストの問題を解いてもらうことで実力を試したいと書き込み, 家庭教師として登録していた大学生数名に, 共通テスト本試験の当日を指定して共通テストを解いてほしいと依頼した。

当日, 受験者は, 試験室に入る前からスマートフォンにインストールされたWeb会議システムを起動しており, 有線イヤホンを装着して入室した。スマートフォンのカメラが起動した状態で, 試験時間が開始された。受験者は, カメラから世界史Bの試験問題を撮影し, Web会議システムを通じて外部の者に送信していた(図2の①)。その送信相手は, マッチングサイトに登録した大学生ではなく, この受験者と共謀していた中継役であった。Web会議システムの動画のまま大学生に送っては怪しまれると考え, 外部の中継役を介して大学生に送信したと思われる。中継役は, Web会議システムで撮影した動画を静止画に変換し, 大学生にSkypeのチャット機能を通じて試験問題の画像を送信した(②)。共通テストとは全く知らされていない大学生数名は, チャットを使って中継役に解答を送信した(③)。試験時間の後半に, 中継役から受験者に対して音声で解答を読み上げ(④), 受験者はその解答を有線イヤホンで聴取して自らの解答用紙にマークした。解答協力者となった大学生の1人から大学入試センターに通報があり, 不正行為が発覚した。

大学入試センターは、警視庁に対して被害届を提出し、受理された。不正行為を行った受験者、および、中継役ともに、偽計業務妨害罪の容疑で書類送検された。さらに驚くべきことに、今回の不正行為を行った受験者は、前年度も同様の不正行為を行ったと供述した。大学入試センターは、前年度分の成績も遡って無効とした。

5.2 一橋大学での不正行為

令和4年度入試では、共通テストだけでなく、個別大学の選抜でも不正行為が発生した。一橋大学の私費外国人留学生選抜において、中国人の受験者が不正行為を行った。この事案にも共謀者がいた。不正行為の手口は図2とほぼ同様で、一部の科目を除いて中継役自らが解答した点、不正行為を行った受験者は超小型のワイヤレスイヤホンを用いて解答を聴取した点が大きく異なる。この中継役が別の中国籍の者に一部科目の解答を依頼し、依頼された者がSNSを通じて協力を呼びかけたことが仇となって、不正行為を疑った者が一橋大学に連絡を入れたことで発覚したとの報道があった。

5.3 令和5年度入試以降の共通テストでの対応

共通テストでの電子機器類を用いた不正行為発生を受け、大学入試センター(2022)は「大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について」を公表し、令和5年度入試における電子機器類を使用した不正行為対策についての方針を示した。その概要は、受験者および監督者の負担が大きくなるよう配慮しつつ、受験者に電子機器類による不正行為を可能な限り行わせない、というものであり、まずは技術による応酬を避け、受験者の心理に訴えかける方法を取った。

同文書では基本的な考え方として、1) 不正行為を行う者は極めて少数であり、大多数の者は誠実に受験しているため、受験者に対し過度な負担を強いるものではないこと、2) 大学(監督者等)の負担増により、試験の円滑な実施に支障が出ないこと、3) 令和5年度大学入学共通テストにおいて効果が期待できること、4) 今後の技術的進展等に応じ、適宜必要な検討を行うこと、の4点があげられた。

具体的な対策として、不正行為事例等の情報や、写真照合及び試験時間中の巡視の際に確認すべきポイントに関するマニュアル等の提供、各試験時間の前に試験監督者の指示でスマートフォンを机の上に出させ、電源を切らせる指示をはじめとする監督者対応の見直し、受験番号票やリーフレットなどを使用した受験者への注意喚起などが行われた。電子機器類から発信される電波の抑止や位置の特定などについては、技術の進展に応じて改めて検討することを明記し、当面は現行通り、不正行為を行った場合にすべての教科・科目の成績を無効とする対応を堅持することにした。

6. 令和3～5年度入試の危機対応から私たちは何を学ぶか

前節まで、感染症・自然災害・刺傷事件・不正行為のそれぞれについて述べた。もちろん、個別の危機に対する教訓も多くあるが、未知の危機のリスクが複数想定される中においては、個々の危機を超え、危機対応の全体像を描きながら議論を進めていく視点も必要である。

そこで本節ではまず、感染症・自然災害・刺傷事件・不正行為に対する対応方法に関して、①危機への対応単位、②事前の対策の立てやすさ、③当事者の範囲、④対応の成熟度、⑤危機対応が発生するタイミングの計5つの観点で整理し、危機対応のあり方を俯瞰的に検討する(表4)。危機への対応単位は、危機が発生したときに主としてどのような単位で対応を行うのが効果的であるかを検討した。事前の対策の立てやすさは、それぞれの危機に対して事前に予防策や対応策をどの程度立てられるかを示している。この観点は、危機対応がいつ起こりうるか(危機対応が発生するタイミング)と密接に関連している。例えば、試験時間前に発生した危機に対しては対策を立てやすいが、試験時間中に起こった場合の対策は立てにくいものもある。当事者の範囲は、危機が発生したときに大学側が対応すべき受験者(広くは当事者)の範囲を指している。原則として、当事者でない受験者には、できる

だけ通常通りに受験してもらえるようにする配慮が求められる。対応の成熟度は、令和5年度入試までに危機対応の方法がどの程度完成されたものになっているかを検討した。なお表4では、総合型・学校推薦型選抜、共通テスト、一般選抜における個別学力検査のすべてを検討対象としている。

以降の各節では、表4に示した各観点について検討を加えながら、個々の危機対応の方法に対する考察を行った。最後に、将来起こるかもしれない未知の危機に対し、危機対応の検討観点の全体像、および、現在までの各危機対応事例から考えられる対策についても示唆を得る。

表4 危機対応の検討観点の全体像

	感染症	地震・津波・ 火山噴火	雪	刺傷事件をは じめとする犯 罪行為	不正行為
危機への対応単位	国で一律 (全試験場)	試験場単位	試験場単位	個別	監督者単位
事前の対策の立て やすさ	立てやすい	試験時間前： 立てやすい 試験時間中： 立てにくい	立てやすい	立てにくい	やや立てにくい
当事者の範囲	感染症による	地域ごと	地域ごと	被害に遭っ た・目撃した 受験者個人ご と、試験室・ 試験場ごと	不正行為をし た受験者個人 ごと
対応の成熟度	高い	試験時間前・ 試験時間後： 高い 試験時間中： 低い	高い	低い	やや低い
危機対応が発生す るタイミング	主に試験開始 前	試験開始前・ 当日朝・試験 時間中	試験開始前	試験当日・試 験時間中	試験時間中

6.1 感染症拡大時の危機対応

感染症に関して、危機への対応単位は「国で一律（全試験場）」と位置づけた。感染症のような広域的な危機には、文部科学省や大学入試センターが全国的に適用できるスタンダードを示すことが適切であると考えられる。実際、感染症法の第3条「国及び地方公共団体の責務」にあるように、感染症関連の施策は国および地方公共団体が講じるものとしていることから、大学入試でも同じような対応をとることになるだろう。今回の新型コロナウイルス感染症は、全国にまん延したために国単位の対応となった事項が多かったが、感染拡大の進んだ地域では、地方公共団体ごとの対応強化なども見られた。大学入試の文脈においては、都道府県ごとに対応を変えるというよりも、全体の方針をあらかじめ定めるという事前準備を尽くし、すべての試験場・試験室で一律にルールを運用することが、個々の大学の負担を軽くすることに寄与したと考えられる。個別大学の選抜では、国や大学入試セン

ターが定めたルールを基に、地域特性や個々の大学のポリシーに応じてカスタマイズできる点も、国が感染症対応の雛型を提示する大きな利点と言えるだろう。

また、試験当日にいきなり感染症が拡大することはなく、当日までの感染状況を踏まえた事前対策を立てることになる。事前対策の具体例として、体調不良等がある受験者への健康チェックリストの作成と運用方法の検討や、試験場の消毒・換気手順の確認と座席間隔の確保などが行われた。令和3年度入試では、感染症の性質がわからない中でガイドラインや対策の検討が求められた点に難しさがあった。また、神経質になればいくらでも対策は考えられそうだが、マンパワーと感染拡大防止の最適解として、新型コロナウイルス対策をどこまで行うべきか見定めることの難しさもあった。

新型コロナウイルス感染症は、2020年の流行当初から、潜伏期間の長さや無症状感染者の存在が対応を厄介にし、当事者の範囲を曖昧にした。すぐに症状の出る感染症であれば、発症した受験者を隔離し、追試験での受験に回ってもらえばよい。今回は潜伏期間が10日～2週間と長く、感染している可能性のある受験者が無症状であっても試験場に疑いなく来るという状況への対応が難しかった。他の感染症であれば当事者が確定するところ、新型コロナウイルス感染症では当事者の範囲も曖昧だったといえる。ただし、2年目以降は対応方法が成熟し、煩雑ながらも理解の得られる方法で対応できるようになった。今回の新型コロナウイルス対応は、感染症の中でも対応が最も難しかったケースのひとつとして、確実に記録に残しておく必要がある。次なる未知の感染症が流行したときも、若年層の重症化や死亡のリスクが新型コロナウイルスと比べてよほど高くない限り、今回の対応事例がきっと活かせるだろう。

新型コロナウイルス感染症に関する今回の対応を通して、大きく次の三つの問いが残された。事前に周知していた方針や試験日程・方法からの変更の許容度、追試験のあり方や意義、感染症に強い試験実施方法に関する研究、の三点である。

一つ目は、選抜の方針や試験日程・方法の変更への許容度である。令和3年度入試では、感染拡大状況に応じて、特に総合型選抜や学校推薦型選抜での選抜方法を対面からオンラインに切り替えるなどの変更が行われた。また、共通テストの実施後に個別学力検査の中止の判断に至った変更もあった。令和4年度入試では、私費外国人留学生入試を中心に渡航できない外国人志願者の受験機会の確保や、一部の選抜資料のみでも合否判定を行う対応の変更が行われた。危機発生時も平時と同様、受験者や保護者・高校関係者等の混乱や不信を招かないよう、公表した通りの方針・日程・方法から変更しないという原則に立ちつつ、やむを得ない変更事項については迅速かつ丁寧に周知する必要がある。令和3年度入試以降の危機に対する変更の中でも、受験者をはじめ関係者に比較的受け入れられた変更事項と、そうでない事項があったように思われる。例えば、面接を対面からオンラインに変更する各大学の選抜方法の変更は、丁寧なフォローアップや事前接続テストによる確認などもあって、受験者にも保護者にも時節柄受け入れられやすかったと考えられる。他方、共通テスト本試験終了後の個別学力検査の中止は、当該大学を受験予定だった者の困惑が想像に難くない。1月に入ってから受験機会の更なる確保の依頼は、ただでさえ共通テスト直前期の準備で負担がかかりがちな各大学に対し、該当者数が極端に少ないケースについての適切な配慮を求めるものであった。こうした急な変更に対応しなければならない受験者・高校関係者・大学関係者の追加の労力をどの程度想像できたか、不利益を受けそうな関係者にどの程度配慮できたかが分水嶺だったのではないかと考えられる。今後は、ステークホルダーの労力や不利益を考慮しながら、危機発生時であっても変えてはいけない事項、関係者の理解を得ながら変更を余儀なくする事項を区別して詳細に整理する必要がある。

二つ目に、追試験のあり方や意義についてである。わが国の大学入試では、平時には追試験の重要性が意識されることはなく、本試験で試験を受けることが前提となっている。こうした認識のまま感染症の災禍に突入して一転、追試験に過度に依存した対応を迫られることになった。令和3年度共通テストでは、元来救済措置として設定されていた追試験を、学習の遅れ等の理由に限り、出願時点から希望して受験できる本試験として設定した。救済措置の追試験を本試験扱いできるバイパスルート

が設定された事例と捉えることもできる。そもそも、追試験は本試験を受けられなかった受験者の救済措置として位置づけるままでよいのだろうか。将来の感染拡大時にも緊急対応として追試験を本試験のように受験することを是認するならば、平時から全員が本試験で受験することを前提とした設計ではなく、追試験との同等性を強く意識した設計にする必要もあるかもしれない。

これとは反対の論点もある。コロナ禍では本試験を受験できなかった者の受け皿として追試験の役割が重要視されたが、その目論見に比して、追試験受験者の人数規模は極めて小さかった。本試験受験者の成績とのバランスや公平感を重視し、本試験と同等程度の人員とエフォートを費やして追試験を用意した。ただし、現状では各大学が個別学力検査の追試験を1セット分作成するだけでもマンパワーが尽きる。ここで浮かび上がるのは、人数規模の小さいとわかっている追試験に対して、本試験と同程度の人員と労力を費やすことが適切なのだろうか、という問いである。追試験に関するこれらの問いに取り組むには、作題・点検の業務負担や入試に係る人員不足の問題など、近年の大学入試を慢性的に悩ませてきた課題にも取り組む必要がある。今一度、追試験とは何なのかを問い直し、緊急時に備えてこうした課題に平時から取り組んでおく必要がある。

三つ目に、感染症に強い試験実施方法に関する研究知見の蓄積である。今回の感染症の感染経路は、主に飛沫やエアロゾル、ウイルスの接触であり、これらを予防するために三つの密を回避することが必要になった。集合して同一時刻に一斉に実施するという、わが国の大学入試の伝統的な方法の脆さが露呈した。新型コロナウイルス感染症対応を通じて、代替の選抜方法を多様に準備することが危機対応の一環であることも強く認識された。危機対応に強い入学者選抜の方法には、どのようなものがあるだろうか。また、それを実現するには、どのような課題を解決したらよいだろうか。コロナ禍以降、入学者選抜研究の領域では、オンライン面接(森川, 2023)や筆記試験のオンライン実施(倉元・林, 2021), Computer Based Testing(大野ほか, 2022; 寺尾, 2023)など、感染症に負けない選抜方法についての萌芽的な研究が少しずつ蓄積されつつある。今後、さまざまな危機の可能性を想定しながら、集合しての紙筆テストに限られないさまざまな選抜方法の開発や実践が進むとともに、その効果検証研究が待たれる。

6.2 自然災害発生時の危機対応

言うまでもないことだが、入試は身体・生命の安全が確保されている状況下で、初めて成立する。人間は自然の前では無力であり、自然災害に抗って入試を続行することは認められない。一方、身体・生命の安全がある水準以上確保された状況下では、受験者に周知した通りに入試を実施することが社会から強く求められる。ただし、身体・生命の安全を十分に担保されているかどうかの判断は、災害に見舞われると、とても難しい。

自然災害に関して、表4では危機への対応単位を「試験場ごと」とした。これは、共通テストでも個別大学の選抜でも同様といえる。自然災害のうち雪については、試験開始前に降雪や吹雪による試験実施判断のスタンダードをあらかじめ設けるという点で、事前の対策は立てやすい。実際、雪のような頻繁に発生する自然現象の場合は、地域ごとの発生頻度に応じてあらかじめルールを決め、試験場ごとに試験時間の繰り下げや再試験の判断を行う方法が定着しており、対応方法の成熟度が高い。いずれの対応を取るかは確かに試験場ごとに難しい判断が求められるが、令和3年度の共通テストで発生した吹雪による再試験の事例では、暴風雪警報の発令で公共交通機関が運休になった。公共交通機関の運行状況や道路状況を見ながら判断することになるだろう。

雪は試験実施中に試験実施上の悪影響を及ぼすことはないが、地震・津波・火山噴火については、試験実施中に対応を迫られる可能性もある。試験実施中に地震・津波・火山噴火が起こった場合の対応方法については、未だ成熟していない。当事者の範囲は、地域ごとにある程度定まるため、場合によっては近隣の試験場どうしの連携も重要になりうる。

いずれの自然災害に関しても、個々の受験者と連絡を取るための手段は、平時から検討しておく必要がある。自然災害発生時は、受験者も自らの生命維持で精一杯のため、試験は最優先事項ではない。したがって、どのような優れた手段であっても、自然災害発生時は大学側に五月雨式に安否情報が届くことを前提にして、連絡手段の多様化を図る必要がある。特に地震や火山の噴火、津波が試験実施前・実施後に発生した場合、受験者の安否確認を行うことが必要になると予想されるが、志願大学からの安否確認の問い合わせに、受験者から取り急ぎの返事が送信できる仕組みの整備が必要である。試験実施前であれば、予定通りに試験が行えないことや再試験日の日程連絡などで、いち早く確実な情報を受験者に届け、安心してもらう必要もある。あくまで一例であるが、電話番号・メールアドレスの活用に加え、志願大学と受験者の連絡を促すためのスマートフォンアプリを開発し、共通テストや志願大学の試験情報の提供と同時に、安否確認の機能を搭載することなども考えられる。その際には、災害発生地域での通信障害のリスクも考慮することが必要になる。実態の調査も含め、大学と受験者の連絡手段の多様化については、今後の大きな課題であると言える。

6.3 入試当日における犯罪行為発生時の危機対応

東大前刺傷事件では、受験者がキャンパス内に入るための門で切りつけが起こり、最寄りの公共交通機関で不審火があった。多くの受験者が門や公共交通機関を利用するため、こうした犯罪行為が行われた場合には来学する受験者に甚大な被害をもたらす可能性もある。場合によっては、試験時間の繰り下げなども必要になる。また、事件を目撃した受験者への心理的なケアが必要になるケースも出てくると思われる。その他の事項については、大学ごとに定められた危機管理マニュアル等に沿って、入試当日も不審者侵入時の対応を取ることになるだろう。

刺傷事件をはじめとする犯罪行為に対して、対応単位を「個別」とし、事前の対策を「立てにくい」と整理した。また、試験当日に受験者を巻き込んだ犯罪行為が発生する事例も今回が初めてであり、これから対応を成熟させていく段階にあるだろう。実際、試験当日に試験場およびその周辺で刺傷事件やテロ・放火などの犯罪行為が発生した場合、大学側ができることも限られており、犯罪行為の発生状況に応じて、個々の受験者への対応も柔軟に行う必要がある。こうした犯罪行為を防ぐための対策として、警察や警備会社との連携は欠かせない。試験場の周囲に不審者があった場合も、迅速な対応が可能になるかもしれない。万一事件が起こった場合にも、警察や警備会社と協力して現場の隔離に努め、公共交通機関とも連携して、他の受験者が試験場に入るための迂回路を確保することができる。名古屋大学の事例にもあったように、大学側では防犯用品の位置確認や犯罪発生時の訓練などを行いつつ、警察・警備会社との役割分担が必要と考えられる。なお、敷地内・建物内に入るときの両方で受験票を確認することは、試験場となる大学・高等学校等の敷地の条件次第では効果を発揮することがある。

不審者という点で本件と遠からず関係があるのが、共通テスト当日の痴漢騒動である。SNSにおいて、共通テストの試験場に向かう受験者への痴漢に関する書き込みが相次いでいることが問題視されている。刺傷事件との共通点は、不審者が受験者を傷つけようとする犯罪である点、警察や公共交通機関との協力体制が欠かせないという点である。受験者が万が一こうした犯罪被害を受けた場合、共通テストでは、受験票に記載の「問い合わせ大学」に電話連絡すれば、追試験の受験資格を申請することができる。その他の痴漢対策として、友達や保護者と一緒に電車に乗る、受験者と気づかれないよう私服で試験を受ける、女性専用車両を利用する、人の少ない改札から離れた車両に乗るなどに加え、最近では警視庁の防犯アプリ **Digi Police** の活用が提唱されている（産経新聞, 2023）。

ここで、オミクロン株の対応と同じように、個別対応と全体最適のせめぎ合いが顕在化する。犯罪被害に遭った受験者は、本試験当日は気が動転したり、身体的・精神的に深い傷を負ったりして、1週間～1か月程度では試験に復帰できない場合もあるだろう。しかし、犯罪被害に遭った受験者に対して、日程間隔をあけた追試験を設ける個別対応をとることは、実際のところなかなか難しい。本試験

から日程のあいた追試験は、最も素朴には追試験受験者が有利になり、本試験受験者の不公平感が高まる。現行制度上は、本試験と追試験の公平感を損なわない形で日程をあけることには限度がある。また、3月末という選抜スケジュールの制約もある。オミクロン株の感染拡大に対して、一人の受験者も受験機会を失うことがない対応が現実的には難しかったのと同様に、犯罪被害発生時には繊細な個別対応に気を配りつつもどこかでその限界ラインを引かなくてはならず、全体最適を考慮に入れた苦渋の決断が迫られる。

6.4 不正行為発生時の危機対応

不正行為は、試験室にいる複数の試験監督者どうしの連携による対応が重要となる。表4では、対応単位を「監督者単位」とし、当事者の範囲を「不正行為をした受験者個人」、事前の対策の立てやすさを「立てにくい」とした。不正行為が発生するのは試験時間中であるが、不正行為に関する技術革新は目覚ましく、不正行為を行おうとする受験者の周到な準備に対して、実施側の対応が成熟するに至っていないのが現状である。

共通テストおよび個別選抜で発生したこれらの不正行為は、受験者がWeb会議システムの利用方法に習熟していたこと、動画をそのまま送信しても文字が判読できる解像度の高いスマートフォンが普及したこと、小型のイヤホンが開発されたことなど、技術革新とユーザーの習熟がもたらした必然のものだったかもしれない。

実際、海外では、試験で不正行為をする道具を紹介するウェブサイト (School Life Diaries, 2023) まである。一橋大学で使用された大変小さなワイヤレスイヤホンは、耳に入れて髪の毛で隠されてしまえば、装着に全く気が付かないものと思われる。

不正行為の最新技術に対して、実施側も技術で対抗したのが中国・韓国である。南 (2022a, 2022b) では、中国・韓国の大学入試における不正行為がハイテク化してきたことを受け、日本の大学入学者選抜の水準をはるかに超える不正行為対策を取っていると報告している。中国の普通高等学校招生全国统一考試 (通称、高考 (ガオカオ)) では、スマートフォンを使用した不正行為が頻発し、携帯電話信号遮断装置が試験会場に導入されている。加えて、金属探知機やワイヤレスイヤホン探知機を使用して不正行為用品を検出したり、ドローンによる無線電磁波環境のモニタリングや電波信号観測車による不正行為検知など、技術を駆使した不正行為に真っ向から対応する策に出ている。韓国の大学修学能力試験 (通称、修能 (スヌン)) では、中国ほど本格的ではないものの、金属探知機による電子機器類の検出などの対策を取っている。

一方、わが国では技術での対抗をひとまず回避した。実際、中国や韓国の事例を聞くにつけ、いちごっこの感は否めない。大学が共同して実施する試験としての共通テストや、各大学の個別学力検査の試験監督者が、貴重品も含めた電子機器類のロッカー管理や金属探知機による検出、監視カメラなどを用いた不正行為対策をフルセットで実施することは大変難しいし、試験実施側の時間的・金銭的なコストに比してベネフィットが少ない。そこでわが国の大学入試では、受験者に不正行為を行うことの不利益を周知したり、自ら電子機器類の電源を切らせる時間を設けるなど、大多数の受験者は善良であるという、性善説に立った教育的な対応を堅持することにした。受験者を信じるという矜持ももちろんある。また、現時点でのわが国の大学入試が大多数の善良な受験者から構成されている限り、時間的・金銭的なコストを最も抑えて絶大な効果をもたらす方法になっている。

このように、大多数の受験者は誠実に試験を受けているという前提を引き続き成立させるためには、不正行為の摘発よりも予防が重要である。不正行為の発覚件数が少ないうちは、悪意を持った少数の受験者が不正行為を働いており、必ず摘発されるのだという認識が保持される。一方、不正行為の発覚件数が多くなったり、見つかりにくい不正行為が発覚したりすると、受験者の不安が掻き立てられ、試験実施手続きの公平さ・公正さの感覚に曇りが生じることになると考えられる。まずは受験者に、不正行為は全体としては少なく、不正行為を行えば正しく摘発されるという認識を強く持ってもらう

環境づくりが重要である。共通テストの直前期に受験者に配付される不正行為に関するリーフレットや、試験開始前に電子機器類を机上に出させて電源を切らせる操作、試験監督者による机間巡視機会の増加など、試験前・当日ともに不正行為について繰り返し意識させ、不正行為を防ぐ目の厳しさを明示することは、不正行為を行えば正しく摘発されるという認識の醸成に寄与しうる。試験監督のリソースも限られてはいるが、不正行為を働く受験者には必ず誠実な受験者とは異なった仕草が見られると考えられるため、そうした事例を関係者のみ共有しておくことが望ましい。あわせて、大学入試が大多数の誠実な受験者に支えられなくなったときに備え、中国や韓国の不正行為対策事例にアンテナを張っておくことは、非常に重要である。

6.5 未曾有の危機に大学入試はどう備えればよいか

令和3～5年度を直撃した危機のほかにも、さまざまな危機のリスクがある。執筆時点（2023年10月）では、国際情勢の不安定さが大きなリスクと認識されている。

2022年は、北朝鮮から発射されるミサイルの警戒を呼びかけるJアラートの鳴動が話題になった。Jアラートは、スマートフォンと防災行政無線の両方で鳴動する（内閣官房, 2024a）。もし試験時間中に防災無線からJアラートが鳴動したとき、個々の試験室ではどのように対応するのがよいだろうか。表4の各観点を俯瞰したときに、最も近いと考えられるのは地震や火山噴火、津波などの自然災害が試験時間中に直撃した場合の対応であろう。実際、試験時間中の自然災害への対応方法はまったく成熟しておらず、現状では試験場本部要員や試験監督者が混乱する可能性が高い。原則は、試験室ごとに対応がまちまちになることを避ける意味でも、個々の試験監督者のその場での判断を回避するオペレーションが適切であると考えられる。試験実施本部では報道をいち早くキャッチできるため、本部要員から迅速に対応判断の連絡を受けることが適切かもしれない。他方、Jアラートに対する一般的な避難行動例として、窓から離れたり、机の下に潜って頭部を守るなどの行動が必要であるとされている（内閣官房, 2024b）。試験室でJアラートが聞こえたときの試験監督者の判断としては、一度試験を中断し、生命・身体を守るよう試験監督者から指示して、本部要員の指示を待機する必要もあるかもしれない。

また、ロシアや台湾有事など、近隣諸国との緊張関係が試験当日を襲ったときも、おそらく上記と同様の対応になると思われる。事前に緊張関係が高まるようであれば、その国と距離的に近い試験場を別の場所に移設するなどの緊急対応も必要かもしれない。万一、近隣諸国で戦争が勃発したときに大学入試ではどのように対応するのか、大局的な対応を検討することが急務である。

7. おわりに

令和3年度入試以降の大きな危機の連続は、わが国の大学入学者選抜制度の不十分な点をあぶり出した。さまざまなリスクに脆弱な制度設計となっていることも明らかになった。これまで、入試で発生する日常的なトラブルや危機に都度向き合い、持続可能性の高い効果のある方法を開発してきたように、平時に戻りつつある今、大きな危機が再び起こった場合に備えてどのように解決策を立てるかということが、これからの大学入学者選抜の命運を握っている。

謝辞

本研究は、令和3～4年度大学入試センター理事長裁量経費調査研究「大学入試をめぐる危機対応の体制構築に向けて—COVID-19の災厄を越えて—」（研究代表者：内田照久）の拠出により実施され、JSPS 科研費 JP21H04409 の助成を受けた。

本研究は、2020年6月から2022年8月までの計7回にわたって実施された、大学入試センター研究開発部主催「緊急オンライン・フォーラム」において、東北大学・名古屋大学・名古屋工業大学・愛媛大学・九州大学・佐賀大学から現在検討中の事項および対応結果の事例について話題提供された内容に基づくものである。緊急オンライン・

フォーラムの実施運営に貢献のあった大学入試センター研究開発部教員に感謝したい。また、大学入学共通テスト関連の実施・運営面については、大学入試センター試験企画部試験企画課、事業部事業第一課から多くの貴重な情報提供を受けた。厚く御礼を申し上げます。

また、本稿の内容の一部は「プレイバック座談会 大学入試におけるコロナ対策—令和3年度入試の舞台裏—」（2021年12月19日開催、YouTubeリンク：<https://www.youtube.com/watch?v=ckCFj4S9cXI>）および「プレイバック座談会 Part 2 大学入試における危機対応—災いと禍を乗り越える—」（2022年11月27日開催、YouTubeリンク：https://www.youtube.com/watch?v=0MG_88aXQfA）で公表したものである。プレイバック座談会の実施にあたっては、札幌医科大学の南紅玉氏の実務的サポートをいただいた。

引用文献

- 大学入学者選抜方法の改善に関する協議 (2020). 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン. https://www.mext.go.jp/content/20201030-mxt_daigakuc02-000005144.pdf (2023年11月3日閲覧).
- 大学入試センター (2020a). センター試験をふり返る. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=125&f=abm00000173.pdf> (2023年10月29日閲覧).
- 大学入試センター (2020b). 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=72&f=abm00001149.pdf> (2023年11月7日閲覧).
- 大学入試センター (2020c). 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=85&f=abm00001246.pdf> (2023年11月3日閲覧).
- 大学入試センター (2021a). 令和3年度大学入学共通テスト実施結果の概要. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=72&f=abm00001452.pdf> (2023年11月7日閲覧).
- 大学入試センター (2021b). 令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=58&f=abm00000704.pdf> (2023年11月6日閲覧).
- 大学入試センター (2021c). 令和4年度大学入学共通テスト 受験案内. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=59&f=abm00000724.pdf> (2023年10月28日閲覧).
- 大学入試センター (2022). 大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について. <https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=494&f=abm00000285.pdf> (2023年10月29日閲覧).
- 愛媛大学 (2020). 令和3年度学校推薦型選抜 学生募集要項. <https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/R03suisenyoukou.pdf> (2023年10月13日閲覧).
- 愛媛大学 (2022). 令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について. <https://www.ehime-u.ac.jp/post-186143/> (2023年10月12日閲覧).
- 林篤裕 (2023). 一次試験か二次試験の何れか一方の成績のみを用いて合否判定を行う場合の方策について—2022年1月のできごと—. 令和5年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会研究発表予稿集（クロードセッション用）, 11–15.
- 気象庁 (2022). フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の噴火により発生した潮位変化に関する報告書. https://www.jma.go.jp/jma/press/2204/07a/houkoku_honbun.pdf (2023年11月7日閲覧).
- 国立大学協会 (2022). 令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（国大協企画第73号）, 令和4年1月12日.
- 厚生労働省 (2022). B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について. <https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf> (2023年10月12日閲覧).
- 厚生労働省 (2023a). データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—. <https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html> (2023年10月13日閲覧).
- 厚生労働省 (2023b). 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行について. <https://www.mhlw.go.jp/content/001091810.pdf> (2023年11月7日閲覧).
- 倉元直樹 (2020). 今年の大学受験生を「ロスト・ジェネレーション」にするな!。「こころ」のための専門メディア 金子書房 <https://www.note.kanekoshobo.co.jp/n/nda0a8c35dd00> (2023年10月27日閲覧).
- 倉元直樹 (2022). 大学入試の危機管理—東日本大震災の経験から— 倉元直樹・宮本友弘（編）コロナ禍に挑む大学入試 (1) 緊急対応編. 金子書房
- 倉元直樹・安藤朝夫 (2011). 平成22年度入試における東北大学の新型インフルエンザ対策について. 大学入試研究ジャーナル, 21, 149–157. https://doi.org/10.57513/dncjournal.21.0_149

- 倉元直樹・林如玉 (2021). 大学入試における少人数を対象としたオンライン筆記試験の可能性—大学の授業における
期末考査をモデルケースとして—. 大学入試研究ジャーナル, 31, 338-344.
https://doi.org/10.57513/dncjournal.31.0_338
- 毎日新聞 (2022). トンガ沖噴火, 岩手の津波避難率わずか4%「空振りいとわないで」.
<https://mainichi.jp/articles/20220127/k00/00m/040/024000c>
- 文部科学省 (2020a). 令和3年度大学入学者選抜実施要項について (通知).
https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_daigakuc02-000010813_4.pdf (2023年11月7日閲覧).
- 文部科学省 (2020b). 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校等にお
ける一斉臨時休業について (通知). https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
(2023年11月7日閲覧).
- 文部科学省 (2020c). 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習
指導について (通知). https://www.mext.go.jp/content/20200410-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2023年10月27
日閲覧).
- 文部科学省 (2021a). 大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について (依頼).
- 文部科学省 (2021b). オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の
入国について (通知).
- 文部科学省 (2021c). 令和4年度大学入学者選抜実施要項について (通知).
https://www.mext.go.jp/content/20220705-mxt_daigakuc02-000010813_1.pdf (2023年11月6日閲覧).
- 文部科学省 (2021d). 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライ
ンの一部改訂について (通知). https://www.mext.go.jp/content/211228_mxt_daigakuc02_000005144-2.pdf (2023年
10月12日閲覧).
- 文部科学省 (2021e). 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライ
ンの一部再改訂について (通知). https://www.mext.go.jp/content/211228_mxt_daigakuc02_000005144-1.pdf (2023年
10月12日閲覧).
- 文部科学省 (2021f). 令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大 学法人運営費交付
金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて (通知).
https://www.mext.go.jp/content/20210915-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf (2024年2月16日閲覧).
- 文部科学省 (2022). 令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について (依頼).
https://www.mext.go.jp/content/20220112_mxt_daigakuc02_000005144-1.pdf (2023年10月12日閲覧).
- 森川修 (2023). オンライン面接試験の実施過程—鳥取大学総合型選抜第1次選考の事例—. 大学入試研究ジャーナル,
33, 248-255. https://doi.org/10.57513/dncjournal.33.0_248
- 名古屋工業大学 (2020). 令和3年度入学者選抜要項
- 内閣官房 (2024a). 弾道ミサイル落下時の行動に関する Q&A. <https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/qa.html>
(2024年2月5日閲覧)
- 内閣官房 (2024b). 弾道ミサイル落下時の行動について. <https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html> (2024
年2月16日閲覧)
- 日本テスト学会編 (2007). テスト・スタンダード—日本のテストの将来に向けて— 金子書房
- 南紅玉 (2022a). 【第1回】中国の高考 (大学入試) 不正防止対策について—連載: 大学入試における不正行為の未然
防止について考える—. <https://www.note.kanekoshobo.co.jp/n/n01773aa12c7c> (2023年10月29日閲覧).
- 南紅玉 (2022b). 【第2回】韓国の修能 (大学修学能力試験) 不正防止対策について—連載: 大学入試における不正
行為の未然防止について考える—. <https://www.note.kanekoshobo.co.jp/n/n6a4c561be428> (2023年10月29日閲覧).
- 大野真理子・花堂奈緒子・播磨良輔 (2022). オンライン入試の意義と課題—九州工業大学における総合型選抜 I の事
例をもとに—. 大学入試研究ジャーナル, 32, 106-113. https://doi.org/10.57513/dncjournal.32.0_106
- 佐賀大学 (2022). 令和4年度佐賀大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について.
<https://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/R4/20220128.pdf> (2023年10月12日閲覧).
- 産経新聞 (2023). 共通テスト当日, 痴漢被害に遭ったら? 警視庁「受験生の事情に寄り添い対応」.
https://www.sankei.com/article/20230113-4F313T2DU2RKT7MZTHHLPQU5ZDM/?outputType=theme_nyushi (2023年11
月7日閲覧).
- School Life Diaries (2023). Top 11 Exam Cheating Gadgets for Students in 2023.
<https://schoollifediaries.com/11-best-exam-cheating-gadgets/> (2023年10月29日閲覧).

- 信州大学 (2021). 【重要】令和3年度信州大学人文学部一般選抜（前期・後期日程）の選考方法について.
<https://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/arts/news/2021/01/150883.php> (2024年3月28日閲覧).
- 竹内健太 (2020). 9月入学導入の見送り—新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした議論を振り返る—. 立法と調査, 426, 178-195. https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020pdf/20200731178.pdf
- 立脇洋介 (2022). コロナ禍における個別大学の入学者選抜—令和3年度選抜を振り返って— 倉元直樹・宮本友弘 (編) コロナ禍に挑む大学入試 (1) 緊急対応編. 金子書房
- 寺尾尚大 (2023). CBTの実施方式に関する探索的検討—特別な設備のない試験室での実施に向けて—. 大学入試研究ジャーナル, 33, 81-87. https://doi.org/10.57513/dncjournal.33.0_81
- 宇都宮大学 (2021). 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和3年度一般選抜個別学力検査の中止について.
https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ippansenbatsu_chushi.pdf (2023年10月19日閲覧)
- Wickham, H. (2016). ggplot2: Elegant graphics for data analysis. Springer-Verlag New York.
- 横浜国立大学 (2020). 令和3年度一般選抜の個別学力検査について. <https://www.ynu.ac.jp/hus/nyushi/24327/detail.html> (2023年10月12日閲覧).
- 読売新聞オンライン (2022). 未明の津波警報発令, 避難者わずか4%「テレビで様子見」「外も寒くて暗いので」
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20220118-OYT1T50057/>